第12 条例·規則等

条例 · 規則等一覧

京都市地球温暖化対策条例 京都市地球温暖化対策条例施行規則 京都市環境基本条例 京都市環境影響評価等に関する条例 京都市環境保全資金融資規則 京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 ◆昭和60年07月11日 条例第10号 …188 京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則 ◆昭和 60 年 09 月 19 日 規則第 43 号 …191 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則 平成 21 年度京都市一般廃棄物処理計画 京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例 京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例施行規則 京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例 京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例施行規則 京都市移動便所貸付規則

◆平成 16 年 12 月 24 日 条例第 26 号 …169 ◆平成17年03月29日規則第95号 …172 ◆平成 09 年 03 月 31 日 条例第 92 号 …174 ◆平成 10 年 12 月 21 日 条例第 44 号 …177 ◆昭和 46 年 08 月 01 日 規則第 50 号 …185 ◆昭和29年08月12日条例第21号 …192 ◆昭和 29 年 08 月 12 日 規則第 44 号 …198 ◆平成 21 年 03 月 31 日 告示第 540 号 …204 ◆平成 15 年 12 月 26 日 条例第 45 号 …212 ◆平成 16 年 03 月 23 日 規則第 105 号 …215 ◆昭和 56 年 10 月 16 日 条例第 19 号 …216 ◆昭和 56 年 10 月 16 日 規則第 69 号 …219

◆昭和44年04月01日規則第17号 …221

京都市地球温暖化対策条例

平成16年12月24日 条 例 第 26 号 地球温暖化は、集中豪雨, 干ばつ等の異常気象、海面の上昇, 自然生態系の変化等を引き起こし, あらゆる生命の生存の基盤である地球の環境に極めて深刻な影響を与えるおそれがある問題である。このため, 人類が物質的な豊かさ, 便利さや快適さを追い求める代償として増え続けている二酸化炭素等の温室効果ガスの排出の量を削減し, 地球温暖化を防止することは, 人類共通の緊急の課題である。

本市は, 平成9年に気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が採択された都市として, 事業者, 市民, 環境保全活動団体及び滞在者の参加と協働により, 地球温暖化を防止する取組を先駆的かつ積極的に推進してきた。

健全で恵み豊かな地球の環境を将来の世代に継承していくことは,現在を生きる我々人類に 課された責務である。この責務を果たしていくには,一人一人の生活様式の見直しなどにより, 大量生産,大量消費及び大量廃棄の社会経済システムから持続可能な循環型の社会経済システムへの転換を図ることが不可欠である。

このような認識の下に,本市,事業者,市民,環境保全活動団体及び滞在者がそれぞれの立場において,地球温暖化を防止するため,なお一層積極的に行動することを決意し,この条例を判示する

第1章 総則

(日代)

第1条 この条例は、地球温暖化対策について、本市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めて、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、持続的な発展が可能な都市を実現し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(比紫)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいる。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化 (以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組をいう。
- (3) 温室効果ガス 二酸化炭素その他別に定める物質をいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源と

するものに限る。)を使用することをいう。

(5) 環境保全活動団体 環境の保全を図る活動を行うことを目的として組織された団体を いう。

(本市の当面の目標)

第3条 本市は、平成22年までに、本市の区域内における温室効果ガスの排出の量を平成2年の90パーセントに削減することを目標とする。

(本市の責務)

- 第4条 本市は,次に掲げる責務を有する。
- (1) 総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し,及び実施すること。
- (2) 地球温暖化対策の策定及び実施に当たっては、地球温暖化対策に関する活動への事業者、 市民及び環境保全活動団体の参加及び協力を促進し、これらの意見を適切に反映させるこ
- (3) 本市の事務及び事業に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置を講じること。
- (4) 事業者,市民及び環境保全活動団体による地球温暖化の防止のための活動を促進するために必要な措置を講じること。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 事業活動に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置(他の者の地球温暖化の防止に 寄与するための措置を含む。)を講じること。
- (2) 本市が実施する地球温暖化対策に協力すること。

(市民の責務)

第6条 市民は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 日常生活に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置を講じること。
 - (2) 本市が実施する地球温暖化対策に協力すること。

(観光旅行者その他の滞在者の責務)

第7条 観光旅行者その他の滞在者は、本市、事業者、市民及び環境保全活動団体が実施する地球温暖化対策に協力する責務を有する。

(年次報告)

- 第8条 市長は、毎年、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、これを公表しなければならない。
 (1) 本市の区域内における温室効果ガスの総排出量(別に定める方法により算定される温室
- ② 地球温暖化の防止のために講じた施策の実施状況及びその評価

効果ガスの総排出量をいう。以下同じ。)

第2章 地球温暖化対策計画等

(地球温暖化対策計画)

- 第9条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を定めなければならない。
- 2 地球温暖化対策計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 地球温暖化対策計画の実施期間,温室効果ガスの総排出量の削減目標その他地球温暖化対策に関する基本方針
- (2) 温室効果ガスの総排出量の削減に関する具体的な施策
- (3) その他地球温暖化対策を推進するために必要な事項
- 3 市長は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(特定事業者排出量削減指針)

- 第10条 市長は、温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める事業者(以下「特定事業者」という。)の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の 量の削減のための措置、当該削減の目標その他必要な事項を記載した計画書(以下「特定事業者排出量削減計画書」という。)及び特定事業者排出量削減計画書に記載された目標の達成状況その他必要な事項を記載した報告書(以下「特定事業者排出量削減計画書に記載された目標の達成状況その他必要な事項を記載した報告書(以下「特定事業者排出量削減報告書」という。)の作成に関する指針(以下「特定事業者排出量削減指針」という。)を定めなければならな
- 2 市長は、特定事業者排出量削減指針を定め、又は改定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

第3章 本市による地球温暖化対策

- 第 11 条 本市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。
- (1) エネルギーに係る施策で次に掲げるもの
- ア 事業活動及び日常生活に伴う自然エネルギー (太陽光,太陽熱,バイオマス (動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの (原油,石油ガス,可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)を利用して得ることができるエネルギーその他の環境の保全上の支障を生じさせない無尽蔵のエネルギーをいう。以下同じ。)の優先的な利用を促進するための施策
- イ 事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化 (一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して,より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために徹底的な効率の向上を図ることをいう。以下同じ。)を促進するための施策
- ウ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化を促進するための施策
- (2) 環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を決定し、当該目標を達成するための取組を推進するための仕組みをいう。以下同じ。)を事業者に普及させるための施策
- (3) 環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。)及び環境に配慮した事業活動に関する情報を収集し、これを事業者,市民等に迅速かつ効果的に提供するとともに、事業者,市民等が環境物品等を優先的に購入することを促進するための施策
- (4) 自動車等 (道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原

- 動機付自転車をいう。以下同じ。)の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための施 策で次に掲げるもの
- ア 自己の自動車等を使用する者の公共交通機関への利用の転換の促進その他の交通需要 管理施策(自動車等による交通の抑制,自動車等による交通の空間的又は時間的な分散 化その他の交通の円滑化を図るための施策をいう。)
- 貨物の効率的な輸送を促進するための施策
- ウ 温室効果ガスを排出せず,又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車等の 導入を促進するための施策
- 自動車等の駐車時における原動機の停止を促進するための施策
- (5) 森林の適切な保全及び整備の推進による温室効果ガスの吸収を図るための施策
- (6) 本市が設置し、又は管理する道路、河川、公園その他の公共の用に供する施設並びに住 宅及び事業場における緑化を推進するための施策
- (7) 廃棄物の発生の抑制及び再使用その他の廃棄物の減量化を促進するための施策
- (8) 事業者,市民及び環境保全活動団体が地球温暖化の防止に関する理解を深めることができるようにするための環境教育(環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。以下同じ。),啓発その他の必要な施策
- (9) 事業者,市民及び環境保全活動団体による地球温暖化の防止のための活動を促進するための情報の提供,助成その他の必要な施策
- (10) 観光旅行者その他の滞在者が地球温暖化の防止に関する理解を深めることができるようにするための啓発,知識の普及その他の必要な施策
- (1) 国,他の地方公共団体,環境保全活動団体等との連携による地球温暖化対策及び地球温暖化の防止に関する国際協力(1) 地球温暖化対策を効果的に実施するのに必要な助成,税制その他の経済的措置に関する
- 2 本市は,次に掲げる施策を率先して講じなければならない。

調査及び研究

 Ξ

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に規定する実行計画の推進

- (2) 環境マネジメントシステムの構築及び推進
 - (3) 環境物品等の調達
- (4) 公共の用に供する施設の建設及び管理その他公共事業の実施に伴う地球温暖化の防止のために必要な施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

第4章 事業者及び市民による地球温暖化対策

第1節 事業者及び市民の取組

(自然エネルギーの優先的な利用等)

- 第12条 事業者及び市民は、事業活動及び日常生活に伴う自然エネルギーの優先的な利用に努めなければならない。
- 2 事業者及び市民は、事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。
- 3 建築物(建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築又は増築(以下 「新築等」という。)をしようとする者は、当該建築物からの熱の放出を抑制する構造の採用その他のエネルギーの使用の合理化に資する措置を講じるよう努めなければならない。

(環境マネジメントシステムの導入)

第13条 事業者は,環境マネジメントシステムの導入に努めなければならない。

(温室効果ガスの排出の量が比較的少ない機械器具等の使用等)

- ガス器 第14条 事業者及び市民は,温室効果ガスの排出の量が比較的少ない電気機械器具, 具その他のエネルギーを消費する機械器具の優先的な使用に努めなければならない。
 - 2 事業者及び市民は、電気機械器具、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具及び 水道水の適切な使用により、これらの使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければ

(温室効果ガスの排出の量が比較的少ない機械器具及び役務の提供等)

- 第15条 事業者は、前条第1項の機械器具及び温室効果ガスの排出の量が比較的少ない役務 の提供に努めなければならない。
- その利用 2 事業者は、前条第1項の機械器具又は前項の役務を利用しようとする者に対し、 に伴う温室効果ガスの排出に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(公共交通機関等の利用)

第16条 事業者及び市民は、可能な限り、自己の自動車等の使用を控え、公共交通機関又は 自転車の利用に努めなければならない。

(自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制)

- 第17条 事業者及び市民は、自己の自動車等の適正な使用及び管理により、当該自動車等の 使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。
- 2 事業者及び市民は,自己の自動車等を駐車するに当たっては,当該自動車等の原動機を停 止するよう努めなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、 の限りでない。

(廃棄物の減量化の推進)

事業者及び市民は、廃棄物の発生の抑制及び再使用その他の廃棄物の減量化の推進に 努めなければならない。 第18条

(従業員の環境教育)

事業者は,その従業員に対し,環境教育を行うよう努めなければならない。 第19条

特定事業者等の取組 第2節 (特定事業者排出量削減計画書の作成等)

- 第 20 条 特定事業者は、定期的に、特定事業者排出量削減計画書を特定事業者排出量削減指 針に基づき作成し,市長に提出しなければならない。
- 华 定事業者排出量削減報告書を特定事業者排出量削減指針に基づき作成し,定期的に市長に提 2 特定事業者は、定期的に(特定事業者でなくなったときにあっては、その後遅滞なく), 出しなければならない。

3 市長は,第1項の規定による特定事業者排出量削減計画書又は前項の規定による特定事業 者排出量削減報告書の提出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなけれ

(特定建築物排出量削減計画書の作成等)

- いう。)の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、次に掲げる事項を記 載した計画書(以下「特定建築物排出量削減計画書」という。)を作成し,市長に提出しな 第 21 条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める建築物(以下「特定建築物」 ければならない。
- (1) 特定建築主の氏名及び住所 (法人にあっては, 名称及び代表者の氏名並びに主たる事務
- 特定建築物の名称及び所在地 (Z)
- 特定建築物の概要 (3)
- 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための措置 3
- 前各号に掲げるもののほか、別に定める事項 (2)
- 2 市長は, 前項の規定による特定建築物排出量削減計画書の提出があったときは, 速やかに, その旨及びその内容を公表しなければならない。

(変更の届出等)

- に係る工事が完了するまでの間に,同項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしよう とするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、別に定める 第 22 条 前条第1項の規定による特定建築物排出量削減計画書を提出した者は、特定建築物 軽微な変更をしようとするときは,この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表 なければならない。

(完了の届出等)

IJ

- 第21条第1項の規定による特定建築物排出量削減計画書を提出した者は、特定建 築物の新築等に係る工事が完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。 第23条
- 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表し なければならない。 2

(特定排出機器販売者の表示義務)

- の見やすい場所に, 別に定めるところにより, エネルギー消費効率 (エネルギーの消費量と の対比における特定排出機器の性能として別に定める方法により算定した数値をいう。以下 という。)を店頭において販売する者(以下「特定排出機器販売者」という。)は,当該店頭 第24条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める機械器具(以下「特定排出機器」 同じ。)に関する情報を適切に表示しなければならない。
- 2 特定排出機器販売者は、特定排出機器を購入しようとする者の求めがあったときは、 特定排出機器のエネルギー消費効率について説明しなければならない。 (報告又は資料の提出)
- 市長は、第20条から第23条までの規定の施行に必要な限度において、特定事業 者及び特定建築主(以下「特定事業者等」という。)に対し、温室効果ガスの排出の量その 第25条

他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(特定事業者等に対する勧告及び公表)

- 第26条 市長は、特定事業者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定事業者等に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- (1) 第20条第1項若しくは第2項又は第21条第1項の規定による提出をしなかったとき。
- (2) 第22条第1項又は第23条第1項の規定による届出をしなかったとき。
- ・ 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

第5章 評価及び見直し

(施策の評価及び見直し)

- 第27条 市長は、この条例に基づく施策の推進に当たっては、定期的にその実施状況について、評価を行わなければならない。
- 市長は,前項の評価の結果,地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ,必要があると認めるときは,同項の施策の見直しを行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の評価及び前項の見直しを行うために必要な体制を整備しなければならない。
- 4 市長は、第1項の評価及び第2項の見直しをしようとするときは、事業者、市民、環境保 全活動団体及び複数の学識経験のある者の意見を聴かなければならない。

(条例の見直し)

第 28 条 本市は、この条例の目的を達成するため、その施行の状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、おおむね3年ごとに、その見直しを行うものとする。

第6章 雑則

委任)

第29条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

所到

(施行期日)

この条例は,平成17年4月1日から施行する。ただし,第4章第2節の規定は,市規則で定める日から施行する。 でにめる日から施行する。 のでは世の、

経過措置)

- 2 この条例の施行の目前に市長が定めた京都市地球温暖化対策地域推進計画は,第9条第1項の規定により定められた地球温暖化対策計画とみなす。
 - 第1項の市規則で定める日前に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知がされている特定建築物につ

いては, 第21条から第23条までの規定は, 適用しない。

京都市地球温暖化対策条例施行規則

平成17年3月29日 規則第95号

(田器)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市地球温暖化対策条例(以下「条例」という。) において使用する用語の例による。

(温室効果ガス)

第2条 条例第2条第3号に規定する別に定める物質は、次に掲げるものとする。

- (1) *x ∀ ∨*
- (2) 一酸化二窒素
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(以下「令」という。)第1条に規定するハイドロフルオロカーボン
- (4) 令第2条に規定するペーフルオロカーボン
- (5) 六ぷっ化硫黄

(温室効果ガスの総排出量の算定方法)

第3条 条例第8条第1号に規定する別に定める方法は、温室効果ガスたる物質ごとに令第3条に規定する方法により算定される当該物質の排出量に令第4条に規定する当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量を合計する方法とする。

(特定事業者)

- **第4条** 条例第10条第1項に規定する別に定める事業者は,次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する素とする
- (1) 本市の区域内における事業者の事業活動に伴うエネルギー(エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「法」という。)第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。)の年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。)の使用量が、別に定める方法により原油の数量に換算して1,500キロリットル以上であること。
- (2) 道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業を経営する者が道路運送車両法の規定により自動車(同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)の使用の本拠の位置を本市の区域内に登録している車両の総数が、次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に掲げる台数以上であること。
- ア 貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する自動車 100台
- イ 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車, 同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業(以下「一般貸切旅客自動車運送事業」という。)の用に供する自動車及び同条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業(以下「特定

旅客自動車運送事業」という。)の用に供する自動車のうち車両総重量が8,000キログラム 以上,最大積載量が 5,000 キログラム以上又は乗車定員が 11 人以上の自動車 100 台

- ウ・道路運送法第3条第1号へに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車 最大積載量が 5,000 キログラム未満又は乗車定員が 10 人以下の自動車及び道路運送法第 21 条第 2 号の規定による許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業者が乗合旅客の運送 の用に供する自動車のうち車両総重量が8,000キログラム未満,最大積載量が5,000キロ 特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車のうち車両総重量が 8,000 キログラム未満, グラム未満又は乗車定員が10人以下の自動車 150台
- (3) 鉄道事業法第4条第1項の規定により同法第2条第1項に規定する鉄道事業の許可を受 けた者(本市の区域内に路線があるものに限る。)が当該鉄道事業の用に供する車両の総数 が, 150 両以上であること。
- スのうち第2条各号に掲げる物質のいずれかの年度の排出(エネルギーの使用に伴うもの (4) 前3号に掲げる要件のほか,本市の区域内における事業者の事業活動に伴う温室効果ガ を除く。)の量が、別に定める方法により二酸化炭素の量に換算して3,000トン以上である
- の部分中「該当する者」とあるのは「該当する親業者」と,同項第1号及び第4号中「事業 加盟業者が事業活動を行う場合における前項の規定の適用については,同項各号列記以外 者」とあるのは「同一の商号、商標その他の表示を使用するすべての加盟業者及び親業者」
- から対価を得ることを業とする者をいい,「加盟業者」とは,商品の販売又はサービスの提 供を業とする者で, 親業者から, その商号, 商標その他の表示を使用する権利を得て, 営業 こついて指導、助言又は援助を受け、当該親業者に対価を支払うことを内容とする契約を締 商標その他の表示を使用する権利を与え,営業について指導,助言又は援助を行い,その者 3 前項において「親業者」とは、商品の販売又はサービスの提供を業とする者に対し、商号、 活しているものをいう。

(特定建築物の規模)

第5条 条例第21条第1項各号列記以外の部分に規定する別に定める建築物は、その床面積(増 築の場合にあっては、当該増築に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メートル以上の建築 物とする。

(特定建築物排出量削減計画書の記載事項)

第6条 条例第21条第1項第5号に規定する別に定める事項は、特定建築物の環境の保全に ついての配慮に係る性能に関する評価とする。

(変更の届出)

- 第1条 条例第 22 条第1項本文の規定による届出は,次に掲げる事項を記載した届出書によ り行うものとする。
- (1) 特定建築主の氏名及び住所(法人にあっては,名称及び代表者の氏名並びに主たる事務 所の所在地)
- (2) 変更の内容及び理由

(届出を要しない軽微な変更)

第8条 条例第22条第1項ただし書に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げるものと

この規則は,平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

する。

- (1) 特定建築物の床面積の変更を伴わない計画の変更
- (2) 特定建築物の外壁,窓等を通しての熱の損失の値の変化を伴わない計画の変更

(工事完了の届出)

- 第 9条 条例第 23 条第 1 項の規定による届出は,次に掲げる事項を記載した届出書により行 うものとする。
- (1) 特定建築主の氏名及び住所(法人にあっては, 名称及び代表者の氏名並びに主たる事務 アの所在地)
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- 工事の種別 (3)
- 工事の完了年月 (4)

(特定排出機器)

- 第10条 条例第24条第1項に規定する別に定める機械器具は、次に掲げるもので未使用のも のとする。
- (1) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(以下「省エネルギー令」という。)第 条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち別に定めるもの
- (2) 省エネルギー令第21条第4号に掲げるテレビジョン受信機
 - 省エネルギー令第 21 条第 10 号に掲げる電気冷蔵庫 (3)

(エネルギー消費効率に関する情報の表示)

ートル以上であり、かつ、別に定める事項を表示した書面を掲示することにより行うものと 第11条 条例第24条第1項の規定による表示は、縦5.5センチメートル以上、横5センチメ かる。

(エネルギー消費効率)

条例第 24 条第 1 項に規定する別に定める方法は,法第 78 条第 1 項に規定する事項 に関し経済産業大臣が定める測定方法とする。 第12条

(補則)

この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項 及び条例の施行に関し必要な事項は,環境政策局地球温暖化対策担当局長が定める。 この規則は,平成 17 年 10 月 1 日から施行する。 この規則は,平成 18 年 10 月 1 日から施行する。 この規則は,平成17年4月1日から施行する。 この規則は,平成19年6月2日から施行する。 附 則(平成17年9月30日規則第72号) 附 則(平成 18年9月28日規則第38号) 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 99 号) 附 則(平成19年6月1日規則第11号) 第 13 条 玉 玉

京都市環境基本条例

平成9年3月31日 条 例 第 92 号

人類は、この地域に誕生して以来、大気、水、大地、生物等の自然の微妙が紡績の下に、その恵みを享受してきた。そして、京都の先人たちは、緑豊かな山々、清らかな流れ、等の恵まれた自然の中で、優れた文化を創造するとともに、趣のある都市景観を形成する等、世界の人々を魅了する回虫に満ちたまちを形作ってきた。

しかしながら、都市化の進展や生活様式の変化に伴って、都市生活に特有の公害が顕在化する等、私たちの身近な環境に様々な影響が現れてきた。 更に、先進国を中心とする大量生産、大量消費及び大量廃棄を伴う人の活動は、直接又は間接で環境への負荷を増大させ、その影響は、自然の持つ復元力を超え、現在及び将来の人類を含むすべての生物の生存の基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境は、地球上のすべての生物にとって掛け替えのないものであり、すべてのAは、その環境を享受する権利を有するとともに、その健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に継承していく責務を負っている。

このような認識の下に、本布、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの立場において環境の保盆に取り組むことにより、環境への負荷の少な、特緒がな発展が可能な都市を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章総則

(国 的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに本市、事業者、市民及び通勤者、通学生、観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、本市の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めて、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、健全で恵み豊かな環境を確保し、もって現在及び将来の市民の健康で文化がな生活の確保に寄与することを目的とする。

米

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち, 事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。), 土壌の汚染、騒音, 振動, 地盤の沈下及び悪臭によって, 人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係がある財産がの以て人の生活に密接な関係がある財産がのようとをおいる。)に係る被害が生じることをいう。

(其大म代)

第3条 環境の保全は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 環境の保全は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことができない、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならないこと。
- (2) 環境の保全は、環境への負荷の少ない特緒的な発展が可能な都市を実現することを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、総合的かつ計画的に行わないければならないこと。
- (3) 環境の保全は、本市、事業者及び市民が、すべての活動を行うに当たって、環境の保全の重要性を理解し、環境の保全について十分が酒氾慮をするとともに、環境の保全に関する活動に参加し、及び協力することにより行われなければならないこと。
- (4) 環境の保全は、恵まれた自然の中で優れた文化を創造してきた京都の環境の特質を生かすように推進されなければならないこと。
- (5) 地球環境の保全は、本市、事業者及び市民がこれを共通の課題であると認識し、その認識が施策、 事業活動及び日常生活に反映されることにより積極的に推進されなければならないこと。

(本市の責務)

- 第4条 本市は、基本理念にのっとり、本市の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を 策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 本村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に関する活動への事業者及び村民の参加及び協力を促進し、その意見を適切に反映する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止するために必要な措置及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。
 - 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講じる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する病が、稅務等を利用するよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、本市が実施する環境の保全に関する施策に協力する 責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの浪費を避ける等。 日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、本市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、本市が実施する環境の保全に関する施策に協力することにより、本市の区域内における活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

(年次報告)

第8条 市長は、毎年、環境の状況及び本市が環境の保全に関して講じた施策を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 環境基本計画

(環境基本計画)

- 第9条 市長は、本市の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- 環境の保全に関する個別の分野の施策の大綱

(2)

- (3) 環境の保全に関する配慮の指針
- (4) その他環境の保全に関する重要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、京都市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くとともに、事業者及び市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。
 - 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画と他の施策との整合)

第10条 本市は 施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保しなければならない。

第2節 環境保全基準

- 第11条 市長は、市民の健康を保護し、並びC快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえて維持されることが望ましい基準(以下「環境保全基準」という。)を定めなければならない。
- 2 市長は、環境保全基準を定めるに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 市長は、環境保全基準を定めたときは、速やかくこれを告示しなければならない。
- 4 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ有効適切に講じることにより、環境保全基準が確保されるよう努めなければならない。
- 5 環境保全基準こついては、常に適正な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- 第2項及び第3項の規定は、環境保全基準の改定について準用する。

第3節 環境の保全の総合的指進のための施策

(環境影響評価)

第12条 本村は、土地の形状の変更、工作物の第設その他これらに類する事業を行う事業者が、事前に環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、事業の実施に際し環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な指置を講じなければならない。

(環境の保全に資する施設の整備)

第13条 本市は、下水道、廃棄物処理施設、環境への負荷の低威に資する交通施設、公園、緑地その他の環境の保全に資する施設の整備を推進するために必要な措置を講じなければならない。

(規制的措置)

第14条 本市は、環境への負荷を低減するために必要な規制の措置を講じなければならない。

(誘導的措置)

- 第15条 本市は、事業者、市民又は滞在者が事業活動、日常生活又は滞在中の活動における環境への負荷の低減のための適切な措置を採ることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な助成の措置を講じるよう努めなければならない。
- 2 本市は、事業者、市民又は滞在者が、事業活動、日常生活又は滞在中の活動において環境への負荷の少ない行動を選択するよう、適正な経済的負担を課することについて調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、そのために必要なは置を講じるよう努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第16条 本市は、環境の保全に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その権制に努めなければならない。

(調査及び研究の推進)

- 第17条 本市は、環境の状況の把握、環境の保全に資する新たな技術の開発及び環境の保全に関する施策 の立案に資する環境の保全に関する調査及び研究の推進を図らなければならない。
 - 2 本市は、研究機関等と連携し、環境の保全に関する学術研究を振興するよう努めなければならない。

第4節 個別の分野における施策

(公害等の防止に係る施策)

第18条本市は、公害その他の人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するために必要な指置を講じなければならない。

(環境への負荷の少ない総合的な交通体系の確立に係る施策)

第19条本市は、環境への負荷の少ない総合的な交通体系の確立を図るために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(資源の循環的な利用等に係る施策)

第20条 本市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の節減及び循環的な利用、エネルギーの節減及び 有効的利用並びに廃棄物の減量について、必要な措置を講じるよう努めなければならない。 (事業者による環境管理の促進に係る施策)

第21条 本市は、事業者が自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減させるための環境管理の実施を促進 するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(監視等に係る施策)

- 第22条 本市は、環境の状況を把握するとともに、公害の発生を未然に防止するために必要な監視、観測、 測定及び検査を行わなければならない。
- 2 本市は環境ご係る監視 観測 測定及び検査を行うために必要が体制を整備するよう努めなければならない。

(歴史的な自然環境の保全に係る施策)

第23条 本市は、文化財と一体となった固有の自然環境を保全し、及び活用するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(良好な都市景観の保全及び形成に係る施策)

第24条 本市は、固有の景観を形成している趣のある町並み、その背景となる山並み等の都市景観を保全するとともに、それぞれの地域にふさわしい都市景観を形成し、及び保全するために必要な措置を講じなければならない。

(緑地及び水辺の保全と創造に係る施策)

第25条 本市は、緑地及び水辺を保全し、創造し、及び活用するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(自然環境の保全に係る施策)

第26条本市は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が保全されるために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(地球環境の保全に係る施策)

第27条 本市は、地球の温暖化の原因となる物質及びオブン層を破壊する物質の排出の抑制その他地球環境の保全に資する施策を推進しなければならない。

(国際協力及び国際交流に係る措置)

第28条 本市は、地球環境の保全に関する国際協力及び国際交流の推働に努めなければならない。 第5節 参加と協力のための施策

(環境の)保全に関する教育,学習等)

第29条 本市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びで環境の保全に関する広報活動の充実により、事業者、市民及び滞在者が環境の保全に関する理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を適切に行うことができるようにするために必要が措置を講じなければならない。

(情報の収集及び提供)

第30条 本市は、個人又は団体による自発的な環境の保全に関する活動を促進し、及び支援するため、環境の保全に関する情報を収集し、及び提供するよう努めなければならない。

(自発的な活動の促進及び支援)

第31条 本市は、個人又は団体による自発的な環境の保全に関する活動を促進し、及び支援するとともに、 当該活動を行う者の連携を図るために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(環境の保全に関する行動計画)

- 第2条 市長は、事業者、市民及び滞在者の環境の保全に関する行動を促進するため、環境の保全のため の行動計画(以下「行動計画」という。)を定めなければならない。
- 2 市長は、行動計画を周知するとともに、その実施を促進するよう努めなければならない。
- 3 市長は、行動計画の策定及びその実施の促進に当たっては、事業者、市民及び滞在者が行動計画の策定及び実施に参加し、及び協力するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(協力と連携のための推進体制)

第33条 本市は、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの立場において相互に協力し、及び連携して環境の保 全口関する活動を推進するための体制を確立するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第3章 環境審議会

(審議公)

第34条環境の保全に関する基本的事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、環境基本法第44条の規定に基づき、審議会を置く。

(審議公の組織)

- 第35条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

- 第36条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 2 委員は、再任されることができる。(キーケ)
 - (委任)
- 第37条 この草に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

医安全

(拖小期日)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 京都市環境審議会条例は、廃止する。

京都市環境影響評価等に関する条例

平成10年12月21日 条例第 44 号

改正 平成11年12月条例第32号、12年12月第8号、 17年3月条例第32号

総則(第1条~第5条)

準備書の作成前の手続

事前配慮(第6条・第7条)

技術指針(第8条) 第2節

方法書の作成等(第9条~第12条) 第3節

方法書についての市長の意見(第13条) 第4節

環境影響評価の実施等(第14条・第15条) 第5節

第3章 準備書

第1節 準備書の作成等(第16条~第20条)

公聴会の開催等(第21条・第22条) 第2節

準備書についての市長の意見(第23条) 第3節

第4章 評価書(第24条・第25条)

対象事業の内容の修正等(第26条・第27条) 第5章

評価書の公告及び縦覧後の手続 第6章

対象事業の実施の制限等(第28条~第31条) 第1節

事後調査等(第32条~第35条) 第2節 環境影響評価等その他の手続の特例等(第36条~第38条) 環境影響評価審査会(第39条~第42条)

第8章

雑則(第43条~第49条)

粱

第1条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たり事 前配慮,環境影響評価及び事後調査(以下「環境影響評価等」という。)を行うことが建全で恵み豊かな環 境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価等について本市等の責務を明らかにするとと もに,規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価等が適切 から円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め,その手続等によって行われた環境影響評価等の の措置を採ること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、も 結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるため って現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 環境影響評価 事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅ んせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当

当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生じる影響を含む。以下「環境影響」と う過程においてその事業に係る環境の保全のための指置を検討し、この指置が講じられた場合におけ いう。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査,予測及び評価を行うとともに,これらを行 該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が る環境影響を総合的に評価することをいう。

- 対象事業 別表に掲げる事業のいずれかに該当する事業であって、規模(形状が変更される部分の土 地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。)が大きく,環境 影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして別に定めるもの(環境影響評価法(以下「法」 という。)第2条第3項こ規定する第二種事業及び司条第4項こ規定する対象事業(以下「法対象事業」 という。)を深く。)をいう。 3
- 事業者 対象事業を実施しようとし、又は実施している者(委託に係る対象事業にあっては、その委 託をしようとし,又はその委託をしている者)をいう。 3
- 事前配慮 事業者が第9条に規定する方法書の作成に着手するまでに、対象事業の実施による環境 への負荷をできる限り回避し、又は伝減することその他の環境の保全についての適正が配慮をするこ 4
- 事後調査 事業者が対象事業に係る工事に着手した後に、当該対象事業の実施による環境影響につ いて調査することをいう。 (2)

(本市の責務)

第3条 本市は、環境影響評価等その他の手続が適切かつ円滑に行われるために必要な拡策を実施しなけれ ばならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、環境影響評価等その他の手続を適切かつ円滑に行い、事業の実施による環境への負荷を できる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての適正な西域をしなければならない。

(市民等の責務)

が適切かつ円滑に行われ、環境の保全についての配慮が適正になされるよう本市の施策に協力したければ 第5条 市民並びこ本市の区域内にある土地の所有者,管理者及び占有者は,環境影響評価等その他の手続 ならない。

第2章 準備書の作成前の手続

第1節 事前配慮

(事計画引動指針)

第6条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る事前配慮を適切かつ円滑に行うた めに必要であると認められる指針(以下「事前配慮指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事前副劇指針については、常に適正な科学的判断が加えられ、必要が改定がなされなければならない。
- 3 市長は、事前配虧指針を定め、又は改定しようとするときは、あらかじめ、第39条に規定する審査会の 意見を聴かなければならない。
- 市長は、事前配慮指針を定め、又は改定したときは、速やかれこれを告示しなければならない。

(事前配属の実施)

- 第7条 事業者は、事前配慮指針の定めるところにより、事前配慮を行わなければならない。
- 2 事業者は、事前配慮を行うに当たり必要があると認めるときは、市長に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。

第2節 技術論

- 第8条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査を適切 かつ円滑に行うために必要であると認められる技術上の指針(以下「技術指針」という。)を定めなければ ならない。
- 2 技術能出には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査,予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針
- (2) 環境の保全のための措置に関する指針
- (3) 事後調査の計画に関する指針
- 第6条第2項から第4項までの規定は、技術語やの策定又は改定について準用する。
- 4 事業者は、技術指針の定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査を行わなければならない。

第3節 方法書の作成等

(方法書の作成及び提出)

- **第9条** 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の概況
- (4) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査,予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目に限る。)
- (5) 対象事業に係る事前配慮の内容

(方法書の公告, 縦覧等)

- 第10条 市長は、前条の規定による方法書の提出があったときは、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を定めるとともに、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、速やかに、方法書が提出された旨その他別に定める事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。
- 2 事業者は、別に定めるところにより、前項の縦覧期間内に、前項の地域内において、方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

(方法書についての意見書の提出等)

- 第11条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第1項の公告の日から、同項の 総費期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することがで きる。
- 2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、前項の期間を経過した後速やかに、当該意見書の写しを事業者に送付しなければならない。

(方法書についての意見に対する見解書の提出)

第12条 事業者は、前条第2項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、遅帯なく、当該意見書 に記載された意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解を記載した書類を市長に提出しなければな らない。

第4節 方法書についての市長の意見

- 第13条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、当該提出があった日から起算して3月(第11条第1項に規定する意見書の提出がない場合にあっては、第10条第1項の公告の日から起算して5月) 以内に、事業者に対し、方法書こついて環境の保全の見地からの意見を書面により述べなければならない。
- 2 第6条第3項の規定は、前項の規定により市長が方法書について意見を述べる場合について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、前条に規定する書類及び同項の書面を公告の日から起算して1月間縦続に供しなければならない。

第5節 環境影響評価の実施等

(環境影響等価の項目等の選定)

第14条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第11条第1項の意見は配意して第9条第4号 に掲げる事項に検討を加え、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第15条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、対象事業に係る環境影響評価を 行わなければならない。

第3章 準備書

第1節 準備書の作成等

準備書の作成及び提出)

- 第16条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)及びこれを要約した書類(以下「準備書要約書」という。)を付成し、市長に提出しなければならない。
- (1) 第9条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項

- (2) 第11条第1項の意見の概要
- (3) 第13条第1項の市長の意見
- (4) 前2号の意見に対する事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査。予測及び評価の手法
- 6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
- ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの(環境 影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るもの ****・、、
- 環境の保全のための措置(当該措置を講じることとするに至った検討の状況を含む。)
- 事後調査の計画
- 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- (7) 事前配慮及び環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び 住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地

(準備書の公告及び縦覧)

第17条 市長は、前条の規定による準備書及び準備書要約書の提出があったときは、対象事業に係る環境 影響を受ける範囲であると認められる地域(第11条第1項及び第13条第1項の意見並びに第15条の規定 により行われた環境影響評価の結果にかんがみ第10条第1項の地域に追加すべきものと認められる地域 を含む。以下「関係地域」という。)を定めるとともに、準備書に係る環境影響評価の結果について環境 の保全の見地からの意見を求めるため、速やかに、準備書及び準備書要約書が提出された旨その他別に定 める事項を公告し、準備書及び準備書要約書をなければならない。

(説明会の開催等)

- 第18条 事業者は、前条の縦覧期間内に、関系地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。
- 2 事業者は、説明会を開催しようとするときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、その旨を市長に届け出るとともに、別に定めるところにより、これらを説明会の開催を予定する日の1週間前までに公示しなければならない。
- 3 事業者は、その責めに帰することができない事由であって別に定めるものにより、前項の規定による公示をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、前条の総覧期間内に、準備書要約書の提供その他の方法により、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。
- 4 事業者は、説明会を開催したときはその状況を、説明会を開催することができない場合において準備書の記載事項を周知させるように努めたときはその旨を、速やかに市長に報告しなければならない。

(準備書についての意見書の提出等)

- 第19条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第17条の公告の日から,同条の縦覧 期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に,市長に意見書を提出することができる。
- 2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、前項の期間を経過した後速やかれ、当該意見書の写しを事業者に送けしなければならない。

(準備書についての意見に対する見解書の提出)

第20条 事業者は、前条第2項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、遅帯なく、当該意見書 に記載された意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解を記載した書類を市長に提出しなければな らない。

第2節 公聴会の開催等

(公聴会の開催及び公聴会記録書の作成等)

- 第21条 市長は、準備書について環境の保全の見地からの意見を聴くため、公聴会を開催しなければならない。ただし、第3項の規定による届出がないときは、この限りでない。
- 2 市長は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ、日時、場所その他別に定める事項を公告しなければならない。
- 1 第1項の意見を述べようとする者は、第17条の公告の日から,同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算 して2週間を経過する日までの間に,その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、公聴会の終了後速やかべ、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書(以下「公職会記録書」という。)を作成し、その写しを事業者に送付しなければならない。

(公聴会記録書に記載された意見に対する見解書の提出)

第2条 事業者は、前条第4項の規定による公聴会記録書の写しの送付を受けたときは、遅帯なく、公聴会記録書に記載された意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解を記載した書類を市長に提出しなければならない。

第3節 準備書についての市長の意見

- 第23条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、当該提出があった日から起算して4月(第19条第1項に規定する意見書の提出があり、市長が第21条第1項の規定による公職会を開催しない場合にあっては第20条の規定による書類の提出があった日から起算して4月,第19条第1項に規定する意見書の提出がなく、市長が第21条第1項の規定による23減会を開催しない場合にあっては第17条の公告の日から起算して6月)以内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べなければならない。
- 2 第6条第3項の規定は、前項の規定により市長が準備書について意見を述べる場合について準用する。

第4章 評価書

(評価書の作成)

- 第24条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第19条第1項及び第21条第1項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に掲げる 措置を探らなければならない。
- (1) 第9条第2号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、軽微な修正その他の別に定める修正に該当するものを除く。) 第7条及び第9条から次条までの規定による事前配慮及び環境影響評価その他の手続きなスト・・・

- (2) 第16条第4号に掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。) 第3項及び次条の規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
 - (3) 前2号に掲げるもの以外のもの(次項に該当する場合を除く。) 当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。
- ・事業者は、第10条第1項の規定による公告が行动れてから次条の規定による公告が行われるまでの間に おいて、第9条第1号又は第16条第2号、第3号若しくは第7号に掲げる事項を変更し、又は修正した とき(前項第1号及び第27条第1項第3号に該当する場合を除く。)は、速やかれこその旨を市長に届け出 なければならない。
- 3 事業者は、第1項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下評価書)という。)及びこれを要約した書類(以下「評価書要約書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。
- (1) 第16条各号に掲げる事項
- (2) 第19条第1項の意見の概要
- (3) 公聴会記録書に記載された意見の概要
- (4) 前条第1項の市長の意見
-) 前3号の意見に対する事業者の見解

(評価書の公告及び減費)

第5条 市長は、前条第3項の規定による評価書及び評価書要約書の提出があったときは、速やから、その旨その他別に定める事項を公告し、評価書及び評価書要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

第5章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の事前酒2歳及び環境影響評価その他の手続)

第26条 事業者は、第10条第1項の規定による公告が行われてから前条の規定による公告が行われるまでの間に第9条第2号に掲げる事項を修正しようとする場合(第24条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第7条及び第9条から前条までの規定による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、軽微な修正その他の別に定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(対象事業の廃止等)

- 第27条 事業者は、第10条第1項の規定による公告が行われてから第25条の規定による公告が行われるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。
- (2) 第9条第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこと
- (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告しなければならない。

3 第1項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、前項の規定による公告の 日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った事前配慮及び環境影響評価その他の手続は新たに事業者となっ た者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた事前配慮及び環境影響評価その他の 手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続

第1節 対象事業の実施の制限等

(対象事業の実施の制限)

- 第28条 事業者は、第55条の規定による公告が行われるまでは、対象事業(第54条第1項又は第56条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業 を実施してはならない。
- 2 事業者は、第25条の規定による公告が行すかた後に第9条第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮り、軽微な変更その他の別に定める変更に該当するときは、この条例の規定による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。
- 3 第1項の規定は、第25条の規定による公告が行われた後に第9条第2号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者(前項の規定により事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。)について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告(同条の規定による公告が行みれ、かつ、この条例の規定による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を再び経た後に行われるものに限る。)」と読み替えるものとする。
- 4 事業者は、第25条の規定による公告が行われた後に対象事業の実施を他の者に引き継いだときは、速やかくこその旨を市長に届け出なければならない。
 - 5 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告しなければならない。この場合にないて、前条第3項の規定は、前項に規定する引継ぎについて準用する。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

- 第2条 市長は、第55条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正が記慮をするために第16条第5号又は第6号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第7条及び第9条から第25条まで又は第14条から第25条までの規定の例による事前配慮及び環境聚階にその他の手続を経る必要がある旨を事業者に通知しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による通知があったときは、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために必要な措置に関し、市長と協議しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による協議をした結果、事業者が第1項の事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることとしたときは、その旨を公告しなければならない。
- 4 第26条から前条までの規定は、第1項の事前配慮及び環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第1項中「公告」とあるのは、「公告(次条第1項に規定する事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経た後に行われるものに限る。)」と読み替えるものとする。

(許可等に係る環境の保全の配慮についての審査等)

第30条 市長は、対象事業に係る本市の条例に基づく許可等の審査に際し、一定の基準に該当している場合に計可等を行わなければならないとする旨の本市の条例の規定であって別に定めるものに係る許可

等を行うときは、当該許可等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に関する審査と環境の保全に関する審査(評価書の記載事項に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な電記慮がなされるものであるかどうかを審査することをいう。以下同じ。)の結果を併せて判断するものとし、当該基準に該当している場合であっても、当該判断に基づき、当該許可等を拒否する処分を行い、又は当該許可等に必要な条件を付することができるものとする。

- 2 市長は、対象事業に係る免許等(法律又は条例に基づく免許、特許、許可、認可又は承認(前項の許可等を除く。)をいう。以下同じ。)の審査に際し、免許等に係る法律又は条例に違反しない限りにおいて、環境の保全に関する審査の結果を考慮することができる。
- 3 市長は、対象事業に係る免許等を行う者が市長以外の者であるときは、当該免許等を行う者に評価書及 び評価書要約書の写しを送付するとともに、対象事業に係る免許等の審査に際し、環境の保全に関する審 査の結果を考慮するよう要請することができる。

(事業者の環境の保全の配慮)

第31条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な記慮をして対象 事業を実施しなければならない。

第2節 事後調査等

(事後調査計画書の/作成)

第32条 事業者は、評価書を作成した後、事後調査を行うための計画書(以下「事後調査計画書」という。) を作成しなければならない。

(対象事業に係る工事の着手等の届出)

- 第33条 事業者は、対象事業に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ、事後調査計画書を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、 後調査計画書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。
- 3 事業者は、対象事業に係る工事が完了したときは、速やかべその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 事業者は、第55条の規定による公告(第29条第1項に規定する事前配遣及び環境影響評価その他の手続を経ることとしたときは、当該手続を経た後に行われるものに限る。)が行われてから対象事業に係る工事が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかれての旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。
- 第9条第1号に掲げる事項を変更したとき(第28条第4項に該当する場合を除く。)。
- (3) 第9条第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないことした。よれ、よれ、よい。
- 5 市長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告しなければならない。

(事後調査の実施等)

- 第34条 事業者は、事後調査計画書に記載されているところにより、事後調査を行わなければならない。
- 2 事業者は、事後調査を行ったときは、速やかに事後調査の結果を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、速やかれ、その旨その他別に定める事項を公告し、報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

(事業者に対する必要な措置の要請及び命令)

- 第35条 市長は、前条第2項の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書の内容を審査し、対 象事業の実施による環境影響の程度が環境影響評価の結果に比して著しいものとなるおそれがあると認 めるときは、事業者に対し、環境の保全のための必要な措置を採ることを要請することができる。
- 2 市長は、対象事業の実施による環境影響の程度が環境影響評価の結果に比して著しいものとなるおそれがある場合において、人の生命若しくは身体に係る回復が困難な被害が生じ、又は環境の保全に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、必要が措置を採ることを命じることができる。

第7章 環境影響評価等その他の手続の特例等

(手続の併合等)

- 第38条 事業者は、相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、これらの対象事業について、併せてこの条例の規定による環境影響評価等その他の手続を経ることができる。
- 2 2以上の事業者が1 又は相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、当該2以上の事業者は、当該2以上の事業者は、当該2以上の事業者のうちからこの条例の規定による環境影響評価等その他の手続を行う1の事業者(以下「代表事業者」という。)を定め、代表事業者に当該1 又は相互に関連する2以上の対象事業に係るこの条例の規定による環境影響評価等その他の手続を併せて行わせることができる。この場合において、代表事業者が行った環境影響評価等その他の手続は当該2以上の事業者が行ったものとみなし、代表事業者について行われた環境影響評価等その他の手続は当該2以上の事業者が行ったものとみなし、代表事業者について行われた環境影響評価等その他の手続は当該2以上の事業者が行ったものとみなし、代表すなす。

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第37条 対象事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画 に定められる場合における当該対象事業又は対象事業ご係る施設が同条第5項に規定する都市施設とし て同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、別に定 めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者(同法第15条第1項の都道府県若しくは市町村 又は同法第87条の2第1項の指定都市(同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は 市町村)をいう。)が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、事前函慮及び環境影響評価その他の 手続を経ることができる。

(法対象事業に係る事前配慮等に関する規定の準用)

第38条 第2章第1節及び第2節(第8条第2項第1号及び第2号を除く。), 第13条第2項及び第3項, 第21条、第23条第2項、前章第2節, 第36条、前条並び以5第9章の規定は、法対象事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第1項	対象事業	法対象事業
	事前西盧	事前配慮(事業者(法対象事業を実施しようとし、又は実
		施している者(委託に係る法対象事業にあっては、その委

			おおしょうし ロロタの米記むし アンス 歩いない。	年33条第 / 语	年の条件の日
			ILB OR / C O, 人はC OXILB O C V ・ O O O O O O O O O O O O O O O O O O	発っている。	7 7 2 EXX 6 EX
			「同し。) がなあ 3 米男 1 頃に現た 9 の方な書の7 時気に看 玉子スキ 6 、 注土 8 重要の実施 7 トス語暗への色描を	米 5 な	対象事業
			トンシャに、はなるマキギンスを見てもる名は、シスにもったもの限り回避し、又は伝滅することその色の環境の保	第35条第1項	対象事業
			全についての適正な配慮をすることをいう。以下同じ。)	第35条第2項	対象事業
	第8条第1項	対象事業	法対象事業	第36条第1項	対象事業
		環境影響評価及び事後調査			環境影響評価等
			に、当該法対象事業の実施による環境影響についた調査 することをいう。以下同じ。)	第36条第2項	対象事業
	第8条第4項	対象事業	法対象事業		環境影響評価等
		環境影響評価及び事後調査	事後調査	第37条	対象事業
	第13条第2項	前項	法第10条第2項		及び環境影響評価その他 な怒を
		方法書	法第5条第1項に規定する方法書	年の冬	4年で
	第13条第3項	第1項		K F	小
		前条に規定する書類及び同項の	当該意見を記載した書面		※売が書い届すが来過か の他必要な事項
		事 型		第44条第1項	市長は,
1	第21条第1項	準備書	準備書(法第14条第1項に規定する準備書をいう。以下同じ。)		対象事業実施区域
82	第21条第3項	第17条	法第16条	第45条第1項	環境影響評価等その他の
	第21条第4項	事業者	事業者及び京都府知事		
	第23条第2項	前項	法第20条第2項において準用する法第10条第2項	第46条	関係地域
	第32条		法第26条第2項に規定する評価書		環境影響評価等
	第33条第1項	対象事業	法対象事業	第47条	環境影響評価等
		着手しようとするときは、あら かじめ	着手後速やカィこ	第8章	環境影響評価審査会
	第33条第3項	対象事業	法対象事業	(番星云) 第39条 事譜	、ギュス/ 第39条 事前配慮指針及び技術指針の策
	第33条第4項	第25条		述その他市長	述その他市長が必要と認める事項についる。
	各号列記以外	第29条第1項	法第 32 条第 1 項	当家事項にかを置く。	当談事項について中長に対し,原見を迎を置く。
	(C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C)	事前配慮及び環境影響評価	環境影響評価	? 1	
		対象事業	法対象事業	(審査会の組織)	戦) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
	第33条第4項 第1号	対象事業	法対象事業	************************************	<#K
	第33条第4項	第9条第1号	法第5条第1項第1号	(委員の任期)	
	第2号	第28条第4項	法第31条第4項	第41条 委員の任期は、 。 来昌は 再在されて、	41条 委員の任期は、2年とする。た _{乔昌は}
					HGACOL ハス・くひ ら。

第33条第4項	第9条第2号	法第5条第1項第2号
第3号	対象事業	法対象事業
第35条第1項	対象事業	法対象事業
第35条第2項	対象事業	法対象事業
第36条第1項	対象事業	法対象事業
	環境影響評価等	事前配慮及び事後調査
第36条第2項	対象事業	法対象事業
	環境影響評価等	事前配慮及び事後調査
第37条	対象事業	法対象事業
	及び環境影響評価その他の手続 を経る	を行う
第43条	対象事業	法対象事業
	環境影響評価等の実施の状況そ の他必要な事項	事後調査の実施の状況
第44条第1項	市長は,	市長は、事後調査の実施の状況を把握するため,
	対象事業実施区域	法第5条第1項第3号に規定する対象事業実施区域
第45条第1項	環境影響評価等その他の手続	事前配慮及び事後調査
	対象事業	法対象事業
第46条	関係地域	法第15条に規定する関係地域
	環境影響評価等	事前配慮及び事後調査
第47条	環境影響評価等	事前配慮及び事後調査

策定及び改定並びに方法書及び準備書についての市長の意見の陳 ついて,市長の諮問に応じ,調査し,及び審議するととともに、 と述べるため,京都市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)

もって組織する。 5長が適当と認める者のうちから,市長が委嘱し,又は任命する。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第42条 審査会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

第9章 雑則

(報告又は資料の提出)

第43条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、対象事業に係る環境影響評価等の実施の状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

- 第4条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、対象事業実施区域及びその周辺の土地に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならたい、

(事業者に対する勧告及び公表)

- 第46条 市長は、事業者がこの条例の規定に違反して環境影響評価等その他の手続の全部又は一部を行わないため、対象事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することができないと認めるときは、その者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 2 市長は、第35条第2項の規定による命令を受けた者又は前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその命令又は勧告に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

(他の府県及び市町村との協議)

第46条 市長は、関係地域が他の市町村の区域にわたるときは、環境影響評価等その他の手続について、 当該市町村の長及び当該市町村を包括する府県の知事と協議しなければならない。

(技術開発)

第47条 市長は、環境影響評価等に必要な技術の向上を図るため、当該技術の研究及び開発の推進に努めなければならない。

(適用除外)

第48条 この条例の規定は、災害対策基本法第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法第5条第1項の被災市街地復興権・進地域において行われる同項第3号に規定する事業とついては、適用しない。

委任)

第49条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、 市長が定める。

平 三

(拖行期日)

- この条例は,平成11年6月12日から施行する。ただし,次の各号に掲げる規定は,当該各号に定める日から施行する。
- (1) 次項の規定 公布の日
- (2) 第6条,第8条第1項から第3項まで(第38条において準用する場合を含む。)及びM則(第9項から第12項までの規定 平成11年2月1日

準備行為)

2 この条例の規定による審査会の意見の聴取は、この条例の施行前においても、行うことができる。 この場合において、京都市環境影響評価要綱(以下「要綱」という。)第15条第1項に規定する審査会は、第39条の審査会とみなす。

:"岡井雷)

- 3 この条例の施行の際、当該施行こより新たに対象事業となる事業について要綱第4条第1項の規定による環境影響による環境影響による環境影響にいていない。では行っている事業者で、要綱第5条第1項の規定による環境影響評価準備書を市長に提出していないものは、第7条及び第9条から第15条までの規定による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経たものとみなす。
- 4 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について要綱第5条第1項の規定による環境影響評価準備書を市長に提出した事業者で、要綱第10条第1項の規定による環境影響評価書を市長に提出していないものは、要綱第5条第3項から第9条までに定めるところに従って引き続き当該事業に係る環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該事業者は、第7条及び第9条から第23条までの規定による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を行うにとができる。
- 5 対象事業であって次の各号のいずれかれで該当するもの(第1号及び第2号に掲げるものにあっては この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若 しくは軽微な変更その他の別に定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第2章か ら第7章までの規定は、適用しない。
- (1) 施行日前に免許等が与えられた事業
- (2) 施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行かれた同法の都市計画に定められた事業
- (3) 施行日から起算して6月を経過する日までに工事に着手する事業
- (4) 施行日前に要綱第10条第1項の規定による環境影響評価書が市長に提出されている事業
- 6 前項各号に掲げる事業に該当する事業であって、施行日以後の内容の変更(環境影響の程度を低減するものとして別に定める条件に該当するものに限る。)により対象事業として実施されるものについては、第2章から第7章までの規定は、適用しない。
- 7 附則第5項各号に掲げる事業に該当する対象事業を実施しようとする者は,同項の規定にかがわらず, 当該対象事業について, 第7条, 第9条から第25条まで又は第14条から第25条まで及び第32条から第 35条までの規定の例による環境影響評価等その他の手続を経ることができる。
- 第38条から第38条までの規定は、前項の規定により事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経る対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「附則第7項に規定する対象事業を実施しようとする者」と読み替えるものとする。
- 9 この条例の施行後に事業者となるべき者は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行後施行目前において、第7条及び第9条から第15条までの規定の例による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経えてよれてまる

- 10 前項に規定する者は,同項の規定により事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることとした ときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 11 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告しなければならない。
- 定により施行目に行われたものとみなす。
 - 13 附則第3項から前項までに定めるもののほか,この条例の施行に関し必要な経過措置は,別に定め

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- て、次の各号のいずれかに該当するもの(第1号に掲げるものにあっては、編入日以後その内容を変更 14 京北町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前の同町の区域内で実施される対象事業であっ せず,又は第28条第2項に規定する別に定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、 第2章から第7章までの規定は,適用しない。
- (1) 編入日前に免許等が与えられた事業
- 編入日から起算して6月を経過する日までに工事に着手する事業

この条例は,平成12年4月1日から施行する。 附 則(平成11年12月9日条例第32号)

この条例は,平成13年1月6日から施行する。 附 則(平成12年12月7日条例第38号)

この条例は,京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。 附 則(平成17年3月25日条例第32号)

別表(第2条関係)

- (1) 高速自動車国道,一般国道その他の道路法第2条第1項に規定する道路その他の道路の新設及び改
- 河川法第3条第1項に規定する河川に関するダムの新築、堰^{性6}の新築及び改築の事業(以下「ダム新 築等事業」という。)並びに同法第8条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの (S)
- 鉄道事業法による鉄道及び軌道法による軌道の建設及び改良の事業
- 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の設置の事業

(4)

- 空港整備法第2条第1項に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業 (2)
- 下水道法第2条第6号に規定する終末処理場の設置又は改築の事業

(9)

- 工場立地法第6条第1項に規定する特定工場の新設の事業
- 前号に掲げるもののほか、建築基準法第2条第1号に規定する建築物のうち,別に定める建築物の (7)
- 電気事業法第38条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業 6
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設(同項)に規定する し尿処理施設を除く。)及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造 及び規模の変更の事業
- (11) 土地改良法第2条第2項第3号に規定する農用地の造成の事業

- 士地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業 (12)
- 新住宅市街地開発法第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業 (13)
- 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第2条第4項に規定する工業 団地造成事業 (14)
- 新都市基盤整備法第2条第1項に規定する新都市基盤整備事業 (12)
- 流通業務市街地の整備に関する法律第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業
- 第12号から前号までは掲げるもののほか、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事 (16) (11)
- 前各号に掲げるもののほか、一の事業に係る環境影響を受ける範囲が広く、その一の事業に係る環 境影響評価等を行う必要の程度がこれらに準じるものとして別に定める事業 (18)

京都市環境保全資金融資規則

昭和46年8月1日 規則第50号

改正 昭和47年7月規則第70号、48年3月第145号、11月第103号、49年3月第141号、50年7月第45号、53年2月第72号、4月第21号、56年3月第141号、61年11月第136号、62年6月第58号、平成元年3月第117号、2年7月第71号、4年3月第116号、8月第83号、5年3月第167号、10月第74号、6年1月第89号、3月第132号、7年3月第157号、5月第9号、8月第47号、9年6月第30号、10年3月第146号、13年3月第158号、16年4月第7号、17年3月第71号、21年4月174号

御巾

第1条 この規則は、中小企業者がその事業活動に伴って生じる環境への負荷を低減するために必要な工場若しくは事業場(以下「工場等」という。)における施設の設置若しくは改善、工場等の移転、低公害自動車の購入等に要する資金の融資に関し必要な事項を定めるものとする。

(定業)

- 第2条 この規則において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 2 この規則において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に基づく自然環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭等によって、人の健康又は快適な暮らしが阻害されることをいう。
- 3 この規則において「中小企業者」とは,中小企業信用保険法第2条第1項各号及び中小企業基本法第 2条第1項各号に掲げる者をいう。
 - 4 この規則において「吹き付けアスベスト」とは、建築物の防火、耐火、吸音等を目的として、壁、井等に吹き付けられたアスベストをいう。

 \mathbb{K}

- 5 この規則において「低公害自動車」とは、次の各号のいずれかに該当する貨物自動車等(自動車から 排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令第 4条各号に掲げる自動車及び道路運送車両法第3条に規定する軽自動車をいう。以下同じ。)をいう。
- (1) 専ら電気を動力源とする自動車又は主として電気を動力源とする自動車で別に定めるもの(以下「電気自動車等」という。)
- (2) 専ら天然ガスを動力源とする自動車(以下「天然ガス自動車」という。)
- (3) 次に掲げる自動車で,道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準第31条の規定による規制(以下「排出ガス規制」という。)に適合し、かつ,炭化水素,窒素酸化物,粒子状物質及び黒煙の排出量が別に定める基準に適合するもの
- ア 車両総重量が1.7トンを超え、かつ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車 イ 車両総重量が2.5トンを超え5トン以下であるディーゼル車(軽油を燃料とする自動車をいう。
- ツーエン。/ (4) 車両総重量が5トンを超えるディーゼル車で, 排出ガス規制に適合するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が公害の防止に寄与すると認める自動車

- 6 この規則において「フロンガス」とは、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第2条第1項に規定する特定物質をいう。
- 7 この規則において「太陽エネルギー利用設備」とは、太陽エネルギーを熱エネルギーとして利用し、又は電気エネルギーに変換して利用する設備をいう。
- 8 この規則において「電気自動車充電設備」とは、電気自動車等に係る専用の充電設備をいう。
- 9 この規則において「屋上等縁化措置」とは、建物の屋上又は壁面の縁化のために植栽(別に定める基準に適合するものに限る。)をし、当該植栽を相当の期間継続して育成するために必要な設備を設けることをいう。

(融資実施機関)

第3条 融資を実施する機関(以下「融資実施機関」という。)は、京都市内に本店または支店を有する 金融機関であって、本市との間に契約を締結したものとする。

(資金の預託)

第4条 本市は、融資の資金として,毎年度予算で定める金額を融資実施機関に預託する。

(融資の実施)

第5条 融資は,融資実施機関の責任において,実施するものとする。

(融資を受ける資格)

- 第6条 融資を受けようとする者は、次の各号(太陽エネルギー利用設備の設置に要する資金(以下「太陽エネルギー利用設備資金」という。)、電気自動車充電設備の設置に要する資金(以下「電気自動車充電設備資金」という。)又は屋上等線化措置に要する資金(以下「屋上等線化措置資金」という。)の融資を受けようとする者にあっては、第1号、第3号及び第4号)に掲げる要件を備えていなければなたさい。
- (1) 本市の区域内に工場等を設置し、かつ,当該工場等において1年以上継続して同一の事業を営んでいる中小企業者であること。
 - (2) 事業活動に伴って現に公害を発生させ、又は公害を発生させるおそれがあり、かつ、これを防止する必要があると認められること。
 - (3) 資金の調達が困難であると認められること。
- (4) 市民税の滞納がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず, 市長が適当と認める者は, 融資を受けることができる。

(資金の使送)

- 第7条 融資する資金(以下「融資資金」という。)の使途は、次の各号の一に該当するものに限る。
- (1) 工場等から発生する公害を防止するために必要な施設の設置若しくは改善又は当該施設の設置 若しくは改善に必要な建物の増改築に要する資金(以下「設備資金」という。)
- (2) 前号に規定する施設の設置又は改善によっては公害の防止を図ることが困難であると認められる工場等の移転先の用地の購入又は建物の購入若しくは建築その他当該工場等の移転に要する資金(以下「移転資金」という。)
- (3) 吹き付けアスペストが飛散することにより生じる公害を防止するために必要なアスペストの除去等の工事に要する資金(以下「アスペスト対策資金」という。)

- 付を受けたことがないものに限る。)の購入に要する資金(以下「低公害自動車購入資金」という。) (4) 低公害自動車(購入に係る契約を締結した日前に道路運送車両法の規定により自動車検査証の交
- (5) フロンガスを使用している施設(以下「フロンガス使用施設」という。)に代えて設置するフロン 中に漏出することを防止するために必要なフロンガスの回収施設の設置に要する資金(以下「フロン ガスを使用しない施設(以下「代替施設」という。)又はフロンガス使用施設からフロンガスが大気 ガス対策資金」という。
- (6) 太陽エネルギー利用設備資金,電気自動車充電設備資金又は屋上等緑化措置資金

(融資の限度)

第8条 融資金額よ、設備資金、アスベスト対策資金、フロンガス対策資金及び太陽エネルギー利用設 備資金にあっては40,000,000円,移転資金にあっては50,000,000円,低公害自動車購入資金及び電 気自動車充電設備資金にあっては20,000,000円,屋上等線化措置資金にあっては10,000,000円を限 度とする。ただし,市長が必要があると認めるときは,この限りでない。

(融資の条件)

- 以内とし、据置期間は1年以内とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、償還期間を12 年(低公害自動車購入資金及び屋上等緑化措置資金にあっては、7年)以内とし、据置期間を2年以内と 第9条 融資資金の償還期間は10年(低公害自動車購入資金及び屋上等線化措置資金にあっては、5年) することがある。
- 2 融資資金の償還方法は、月賦償還とする。
- 3 融資資金の利率は、設備資金、アスベスト対策資金、フロンガス対策資金、太陽エネルギー利用設 備資金,電気自動車充電設備資金及び屋上等緑化指置資金にあっては年1.5パーセントとし,移転資 金にあっては年2.9パーセントとし、低公害自動車購入資金にあっては年2.0パーセントとする。
 - 4 低公害自動車購入資金にあっては、融資を受けようとする者が、売主から低公害自動車の引渡しを 受けた日から10日以内に、当該低公害自動車と用途が同じであり、かつ、車両総重量が同等程度以上 である貨物自動車等(車両総重量が1.7トンを超えるディーゼル車で,排出ガス規制に適合しないもの に限る。)について道路運送車両法第15条第1項第1号の規定による永久抹消登録をすることを融資 の条件とする。ただし、電気自動車等又は天然ガス自動車である貨物自動車等を購入する場合は、
- の使用により不要となるフロンガス使用施設を,当該代替施設の使用を開始した日から10日を経過し 5 代替施設の設置に係るフロンガス対策資金にあっては、融資を受けようとする者が、当該代替施設 た日以後使用しないことを融資の条件とする。

第10条 融資を受けようとする者は,融資実施機関が必要と認めるときは,京都信用保証協会の保証を 提供し、または連帯保証人を立て、かつ、確実な物的担保を提供しなければならない。

(融資の申込み)

- 第11条 融資を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 京都市環境保全資金融資申込書(第1号様式)
 - 環境保全計画書(第2号様式)
- 設計図(低公害自動車購入資金にあっては、購入する自動車が低公害自動車であることを証する 書類。第13条第2項において同じ。

- 工場等の付近の見取図 4
- 環境の保全に必要な経費の見積書 (2)
- 法人の登記事項証明書及び定款(法人である場合に限る。 © E ®
 - 市民税の納税証明書
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(申込みの審査)

- 第12条 市長は、前条に規定する申込みを受けたときは、速やかに内容を審査するとともに必要な調査 をし、その適否を融資適格・不適格通知書(第3号様式)により,融資実施機関(市長が適格と認めた場 合に限る。)及び当該申込みをした者(以下「申込者」という。)に通知しなければならない。
- 2 申込者は、市長が適格と認めた旨の融資適格・不適格通知書の送付を受けたときは、融資実施機関 が必要と認める書類を当該融資実施機関に提出しなければならない。
- その適名 及び融資金額を決定し,その結果を文書により市長及び申込者に通知しなければならない。 3 融資実施機関は、前項の書類の提出を受けたときは、速やかに融資の適格性を再審査し、

(着工・購入届及び確認)

- 第13条 前条第3項の規定により融資の決定を受けた者は、速やかに工事に着手し、又は低公害自動車 の購入に係る契約を締結したうえ,着工・購入届(第4号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市 長に提出し、その確認を受けなければならない。
- 2 市長は、当該工事(低公害自動車購入資金に係る融資にあっては、当該低公害自動車)が第11条第2 号に掲げる環境保全計画書及び同条第3号に掲げる設計図の内容に適合していることを確認したときは、その旨を文書により融資実施機関に通知するものとする。

(資金の交付)

- 第14条 融資実施機関は、前条第2項の規定による通知を受け、かつ、融資実施機関が必要と認める担 保の提供の手続が完了した後、融資資金を申込者に交付するものとする。
 - 2 融資実施機関は、前項の規定により融資資金を交付したときは、速やかにその旨を文書により市長に 通知しなければならない。

第15条 前条第1項の規定により融資を受けた者は、当該工事又は購入及びこれらに係る代金の支払が 完了したときは、速やかに完了届(第5号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、そ の確認を受けなければならない。

(融資を受けた者の義務)

- 第16条 融資を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 第11条第2号に掲げる環境保全計画書に従って、環境を保全するための措置を採ること。
 - (2) 融資資金を,その使途以外の目的に使用しないこと。
- (3) 融資に係る環境の保全に関する計画を変更する場合においては、あらかじめ市長の承認を受ける
- (4) 融資資金を全額償還するまで、その融資に係る施設又は低公害自動車を譲渡し、又は廃棄しない こと。ただし、やむを得ない事情がある場合において、あらかじめ市長の承認を受けたときは、

- (5) 工場等の移転の跡地を,公害を発生させるおそれがある事業を営む者に譲渡し,貸与し,又はそ の他移転の目的に反するような利用若しくは処分をしないこと。
- (6) 市長が必要と認める検査に応じ、及び市長の指示に従うとともに、現況の報告を求められたとき は、速やかれこれに応じること。

(融資決定の取消し等)

- 第17条 融資実施機関は、融資の決定を受けた者または融資を受けた者が、次の各号の一に該当すると きは、市長と協議のうえ融資の決定を取消し、または融資資金を繰り上げて償還させることができる。
- (1) 虚偽の申込みによって,融資を受けようとし,または受けたとき。
 - 償還金及び利息の支払を怠ったとき。
- 前条の規定に違反したとき。

第18条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、 環境政策局長が定める。

附 則(平成16年4月27日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は, 平成16年5月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市環境保全資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後に融資の申 込みがなされる融資資金について適用し、同日前に融資の申込みがなされた融資資金については、なお 従前の例による。

附 則(平成17年3月4日規則第71号)

この規則は,平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第99号)

この規則は,平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第174号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和60年7月11日 阜 第 10 殉 *

第1条 この条例は、浄化槽法(以下「法」という。)第48条第1項の規定に基づき、浄化槽保守点検業 者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

- 第2条 この条例において「浄化槽保守点検業」とは、浄化槽の保守点検を行う事業をいう。
- 2 この条例において「浄化槽保守点検業者」とは、次条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽保守点 検業を営む者をいう。

- 第3条 本市の区域内にないて、浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録の有効期間は、3年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければ ならない。
- 4 第2項の規定は、前項の登録について準用する。
- 5 第3項の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登 録又は登録の拒否の処分がなされないときは,従前の登録は,同項の有効期間の満了後もその処分が なされるまでの間は,なおその効力を有する。
- 前項の場合において,第3項の登録がなされたときは,その登録の有効期間は,従前の登録の有効期 間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

- 第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲 げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。)
- 営業所の名称及び所在地
- 法人にあっては,その役員(業務を執行する社員,取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同 じ。)の氏名
- (4) 営業所ごとに置く浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
- (1) 申請者が第7条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書類
- 営業所ごとに備える器具の明細を記載した書類
- (3) 申請者が本市の区域内における浄化槽の清掃について委託し、又は連絡しようとする浄化槽清掃 業者(法第 35 条第 1 項の規定により 市長の許可を受けた者に限る。以下同じ。) の氏名及び注所を記
- (4) その他市長が必要と認める書類又は図面

(浄化槽保守点検業者登録簿)

- 第5条 市長は、浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)を調製し、保管するものとする。
- 2 市長は、登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(登録の実施)

- 第6条 市長は、第4条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒 否する場合を除くほか、第4条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録簿に 登録するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(多録の拒否)

- 第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはこれに添 付すべき書類若しくは図面の重要な事項について虚偽の記載があり,若しくは重要な事項の記載が欠 けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- (1) 法若しくはこの条例の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、 その刑の報行を終わり、又はその刑の報行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
- (2) 第15条の規定により登録を取り消された者で、その取消しがあった日から2年を経過しないもの
- その取消しがあった日前30日以内に、当該法人の役員であった者で、その取消しがあった日から2 (3) 浄化槽保守点檢業者で法人であるものが第15条の規定により登録を取り消された場合において, 年を経過しないもの
- (4) 第15条の規定により事業の停止を命ぜられた者で、その停止の期間が経過しないもの
- 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代 理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人で、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第11条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、速やかにその旨を申請者に通 知するものとする。

(変更の届出)

- 第8条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項で変更があったときは、30日以内に、 その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 前2条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

(廃業等の届出)

- 第9条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 死亡したとき その相続人 Ξ
- 法人が合併により解散したとき その役員であった者
- 法人が破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人 3 3
- その清算人 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき
- **浄化槽保守点検業を廃止したとき 浄化槽保守点検業者であった者**
- 法人が分割により浄化槽保守点検業を承継させたときその法人 4 3 9

(発験の抹消)

- 該当する事実が判明したときを含む。),又は登録がその効力を失ったときは,登録衛につき,当該争 第10条 市長は、前条の規定により届出があったとき(同条の規定による届出がなくて同条各号の一に 化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。
- 2 第7条第2項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

(営業所の設置等)

- 第11条 浄化槽保守点検業者は、本市の区域内に営業所を設置しなければならない。ただし、市長が特 別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに浄化槽管理士を置かなければならない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに別に定める器具を備えなければならない。
- 沠 4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定のいずれかに抵触することとなったときは、2週間以内に、 該規定に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

(浄化槽の保守点検等)

- 第12条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、又は 実地に監督させなければならない。 ただし,浄化槽管理士である浄化槽保守点検業者が自らこれを行 い、又は実地に監督するときは、この限りでない。
- あると認めるときは、速やかにその旨を当該浄化槽に係る浄化槽管理者(当該浄化槽管理者が浄化槽清 帚 業者に清掃を委託しているときは,当該浄化槽管理者及び当該浄化槽清掃業者)に通知しなければ 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽について清掃が必要で
- 3 浄化槽管理士は、その職務を行うときは、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

(標識の掲示)

名 第13条 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名(法人にあっては、 称)、登録番号その他別に定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第14条 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに帳簿を備え,その業務に関し別に定める事項を記載 し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

- 第15条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- 第7条第1項第1号,第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。 (7)
- 第8条第1項の規定による届出をせず,又は虚偽の届出をしたとき。 (3)
- 法第12条第1項の規定による勧告に従わなかったとき。 (4)
- 法第12条第2項の規定による命令に従わなかったとき。

(聴聞等の方法の特例)

- 第16条 前条の規定による処分に係る京都市行政手続条例第16条第1項又は第29条の規定による通知 は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(ロ頭による弁明の機会の付与を行う場合には、そ の日時)の1週間前までにしなければならない。
- 2 市長は、前条の規定による登録の取消しに係る京都市行政手続条列第16条第1項の規定による通知 をしたときは、聴聞の期日及び場所を公告しなければならない。
- 3 前条の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(報告又は資料の提出)

第17条 市長は、この条例の施行こ必要な限度において,浄化槽保守点検業者に対し,浄化槽の保守点 検の業務に関し,必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

- 第18条 市長は、浄化槽保守点検業者の業務の状況を調査するために必要があると認めるときは、市長 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しな が指定する職員に、当該浄化槽保守点検業者の営業所に立ち入り,必要な調査をさせることができる。 0
- 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

ければならない。

(手数料)

- 第19条 申請者は、申請書を提出する際、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料 を納入しなければならない。
- 34,000 円 (1) 第3条第1項の登録を受けようとする者
 - (2) 第3条第3項の登録を受けようとする者
 - 2 既納の手数料は、還付しない。

(委任)

第20条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、 市長が定める。

- 第21条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。 (1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者
- 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者 3 3
 - 第15条の規定による命令に違反した者
- 第22条 次の各号の一に該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。
- (1) 第11条第4項の規定に違反して措置を講じなかった者
- 第12条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者 (2)
- (3) 第14条の規定に違反して帳簿を備えず,帳簿に記載せず,若しくは虚偽の記載をし,又は帳簿 を保存しなかった者
 - (4) 第17条の規定による報告若しくは資料の提出をせず,又は虚偽の報告若しくは資料の掲出をした者
- 第18条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

三生

(施行期日)

1 この条例は,昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から3月間は、第3条第1項の登録を受けないでも、引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

附 則(平成8年8月22日条例第16号)

この条例は,平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第91号)

この条例は,平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日条例第88号) この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月24日条例第28号)

附 則(平成17年3月25日条例第92号)

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和60年9月19日 第 43 号 亖 華

(申請書の派付書類等)

第1条 京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(以下「条例」という。)第4条第2項第4号に 規定する市長が必要と認める書類又は図面は、次に掲げるものとする。

(1) 営業所の敷地の周囲おおむね200メートルの区域内の見取図

営業所の平面図

法人の登記事項証明書(法人である場合に限る。

(変更の届出)

第2条 条例第8条の規定による届出は、浄化槽保守点検業登録事項変更届出書に市長が必要と認める 書類又は図面を添えて行わなければならない。

(営業所の設置の特例)

第3条 条例第11条第1項ただし書の規定により本市の区域内に営業所を設置する必要がない場合は、 浄化槽保守点検業者が条例の施行の際現こ京都府の区域(本市の区域を除く。以下同じ。)内に営業所 を有し、かつ、本市の区域内において浄化槽保守点検業を営んでいる場合において、条例の施行後も 引き続き京都府の区域内に営業所を有するときとする。

(営業所に備える器具)

第4条 条例第11条第3項に規定する別に定める器具は、別俵に掲げるとおりとする。

(京都市登録浄化槽管理士証)

第5条 条列第12条第3項2規定する身分を示す証明書は、市長が発行する京都市登録判1個管理土証とする。

(標識の記載事項)

第6条 条例第13条に規定する別に定める事項は、登録の年月日及び当該営業所に置く浄化槽管理士の 氏名とする。

(帳簿の記載事項)

第7条 条例第14条に規定する別に定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

保守点検を行う浄化槽の設置場所並びに当該浄化槽の商品及び容量 \equiv (2)

浄化槽管理者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

保守点検を行った年月日

(3)

その他市長が必要と認める事項

(申請書等の様式)

第8条 申請書,届出書及び証明書の様式は、次の表に掲げるところによる。

名称	事項	様式
净化槽保守点檢業登録申請書	条例第4条第1 項関係	第1号様式
净化槽保守点檢業登録事項変更届出書	条例第8条第1 項関係 第2条関係	第2号様式
净化槽保守点檢業廃業等届出書	条例第9条関係	第3号様式
京都市登録净化槽管理土証	条例第 12 条第 3 第 4 号様式項関係 項関係 第 5 条関係	第4号様式
身分証明書	条例第 18 条第 2 第 5 号様式 項関係	第5号様式

野 選

この規則は,昭和60年10月1日から施行する。

この規則は,平成11年12月1日から施行する。 附 則(平成11年11月26日規則第68号)

この規則は,平成17年3月7日から施行する。 附 則(平成17年3月4日規則第71号)

別表(第4条関係)

(1) スカム及び汚泥厚測定器具

汚泥沈殿試験器具

(3)

温度計 3

4

溶存酸素測定器具 透視度計 2

水素イオン濃度指数測定器具 9

残留塩素測定器具 (1)

塩素イオン濃度測定器具 8

水準器 6) その他市長が必要と認める器具 (10)

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

昭和29年8月12日条例第21号(制定) 平成5年3月31日条例第67号 昭和47年3月31日条例第49号

平成9年3月条例第100号、10年12月第45号、12年3月第89号、13年3月第89号、 13年6月第2号、15年10月第32号、17年3月第32号、第95号、18年3月第153号、 19年6月第5号、平成21年3月第65号

総則(第1条~第5条) 第1章

廃棄物の減量(第6条~第15条) 第2章

廃棄物の適正な処理(第16条~第22条) 第3章

生活環境影響調査書の縦覧等(第25条~第29条) 生活環境の清潔の保持(第23条・第24条) 第4章 第5章

廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員(第30条~第33条) 第6章

手数料等(第34条~第36条) 第7章

雑則(第37条~第39条) 第8章

亖 貔 第1章

記

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量、廃棄物の適正な処 理並びに生活環境の清潔の保持(以下「廃棄物の減量等」という。)を図るために必要な事項を定める ことにより、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、国際文化観光都市としての 良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

第2条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び背掃に関する法律(以下「法」という。) において使用する用語の例による。

(本市の責務)

第3条 本市は、廃棄物の減量等を図るために必要な施策を実施するとともに、廃棄物の減量等に関す る事業者及び市民の意識の啓発を図らなければならない。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、事業系廃棄物(事業活動に伴って生じる廃棄物をいう。以下同じ。)の発生を抑制し、 及びその再生利用を促進することにより、その減量を図らなければならない。
- 2 事業者は、単独で又は共同して、自らの責任において適正に事業系廃棄物を処理しなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量等に関し本市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、その再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた 廃棄物をなるべく自ら処分すること等により,廃棄物の減量等に関し本市の施策に協力しなければな らない。

第2章 廃棄物の減量

(本市が行う廃棄物の減量)

第6条 本市は、事業者及び市民による廃棄物の発生の抑制及び再生利用を促進するとともに、廃棄物 の処理に際して、廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。

(事業者が行う|廃棄物の減量)

- 下「再生利用可能廃棄物」という。)を分別すること等により,廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促 再生品を使用すること,古紙、金属くず,廃プラスチック類等の再生利用をすることができる廃棄物(以 第7条 事業者は、その事業活動に際して、使い捨ての製品、容器等の使用をなるべく抑制すること、 進に努めなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、使い捨ての製品、容器等の製造及び販売をなるべくが制け ること、製品等の包装の簡素化を図ること等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。
- 利用可能廃棄物の回収体制の整備,再生品の原材料としての廃棄物の利用の促進等により,廃棄物の 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、容易に再生利用をすることができる製品の開発、 再生利用の促進に努めなければならない。

(市民が行う廃棄物の減量)

- 第8条 市民は、使い捨ての製品、容器等の使用をなるべく抑制し、包装が簡素な製品、再生品及び容 易に再生利用をすることができる製品を積極的に購入すること等により,廃棄物の発生の抑制及び再 生利用に努めなければならない。
- 2 市民は、販売業者に返却することができる再生利用可能廃棄物を販売業者に返却し、市民が行う再生 利用可能廃棄物の集団回収に協力するよう努めるとともに、本市が行う再生利用可能廃棄物の分別収 集等に協力しなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者の減量義務)

所有者(区分所有に係る事業用大規模建築物にあっては、事業の用に供しない部分のみの区分所有権を 有する者を除く。以下同じ。)は,当該建築物から排出される事業系廃棄物の再生利用をすること等に 第9条 事業の用に供する大規模な建築物で別に定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の より, 事業系廃棄物の減量を図らなければならない。

(減量計画)

- 発生量の見込み,再生利用の方策に関する事項等を定めた事業系廃棄物の減量に関する計画(以下「減 第10条 事業用大規模建築物の所有者は,毎年1回,別に定めるところにより,事業系廃棄物の種類, 量計画」という。)を作成し、市長に届け出なければならない。
- 事業用大規模建築物の所有者は、減量計画に従って、事業系廃棄物の減量を図らなければならない。

(廃棄物管理責任者)

第11条 事業用大規模建築物の所有者は,減量計画の立案,減量計画に基づく事業系廃棄物の減量に関 する業務その他事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため,別に定めるとこ ろにより,廃棄物管理責任者を選任し,市長に届け出なければならない。

(事業用大規模建築物の占有者の協力義務)

第12条 事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の発生を抑制すること,事業系廃棄物の再生利 用をすること等により、当該建築物の所有者が行う事業系廃棄物の減量に協力しなければならない。

(廃棄物の保管場所の設置)

- その敷地内その他適切な場所に、当該建築物から排出される事業系廃棄物を保管するために必要な規 第13条 事業用大規模建築物の所有者は、事業系廃棄物の減量及び適正な処理を図るため,当該建築物, 模の保管場所(以下「保管場所」という。)を設置するよう努めなければならない。
- 下 「新築等」という。)をしようとする者で別に定めるもの(以下「事業用大規模建築物建築主」とい 2 事業用大規模建築物の新築(建築物の床面積を変更し、又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途 を変更することにより事業用大規模建築物とすることを含む。以下同じ。),増築,改築又は移転(以 う。)は、当該建築物、その敷地内その他適切な場所に保管場所を設置しなければならない。
- 3 事業用大規模建築物建築主は、当該建築物の新築等に着手する前に、別に定めるところにより、前項 の規定による保管場所の設置に関する事項を市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び公表)

- 第14条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が第9条、第10条若しくは第11条の規定に違反してい ると認めるとき,又は事業用大規模建築物建築主が前条第2項若しくは第3項の規定に違反している これらの者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 市長は前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従っなかったときは、その旨を公表することができる。

(事業系廃棄物の受入れの拒否)

第15条 市長は、前条第2項の規定による公表の後においても、事業用大規模建築物の所有者又は事業 ら排出される事業系廃棄物の本市が設置する一般廃棄物処理施設への受入れを拒否することができる。 用大規模建築物建築主が、なお、同条第1項の規定による勧告に従わなかったときは、当該建築物か

廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物処理計画の告示)

第16条 市長は、法第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処 理計画」という。)を定めたときは,告示するものとする。

(排出禁止物)

- 第17条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合は、管理者。以下「占有者等」という。)は、一般廃 棄物の収集に際して,次の各号に掲げる一般廃棄物で別に定めるもの(以下「排出禁止物」という。) を排出してはならない。
- (1) 有害な物質を含む一般廃棄物
- 著しい悪臭を発生させる一般廃棄物
- 一般廃棄物の処理に従事する者に危険を及ぼすおそれがある一般廃棄物

- 体積又は重量が著しく大きい一般廃棄物
- 前各号は掲げるもののはか、本市が行う一般な鞭物の処理に著し、対障を及ぼすおそれがある一般な鞭物 (4)

(占有者等の自己処理の基準等)

- 第18条 占有者等は、自ら一般廃棄物を処理するときは、法第6条の2第2項ご規定する一般廃棄物 処理基準(特別管理一般廃棄物については,同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準)に従わ なければならない。
- 2 占有者等は、自ら処分しない一般廃棄物(排出禁止物及び特別管理一般廃棄物を除く。) については、 一般廃棄物処理計画に従って適正に分別し、所定の場所に集める等本市が行う一般廃棄物の処理に協 カしなければならない。
- 占有者等は、自ら処分しない排出禁止物及び特別管理一般廃棄物については、その処理に関する市長 の指示に従わなければならない。

(事業者の処理責任等)

- 第19条 事業者は、事業系廃棄物については、生活環境の保全上支障が生じないように自ら処理し、又 は廃棄物処理業者(廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる者をいう。)に処理させ なければならない。
- 市長は、多量の事業系廃棄物を排出する事業者に対し、当該廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の 方法その他必要な事項を指示することができる。 2

(製品等の処理困難性の自己評価等)

第20条 事業者は、物の製造,加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合におけ の選択、適正な処理の方法についての情報の提供等により,その製品,容器等が廃棄物となった場合 る処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないように、適切な原材料 においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

- 第21条 市長は、廃棄物となった場合に適正な処理が困難な一般廃棄物となる製品、容器等(以下「適 正処理困難物」という。)を指定することができる。
- **市長は,適正処理困難物の製造,加工,販売等を行う事業者に対し,その回収その他適正処理困難物** の処理に必要な協力を要請することができる。 2

(一般廃棄物処理施設における廃棄物の受入基準)

- 第22条 本市が設置する一般廃棄物処理施設に廃棄物を搬入しようとする者は、別に定める基準に従わ なければならない。
- 2 前項の場合において, 廃棄物を搬入しようとする者が同項の基準に従わないときは, 市長は, 棄物の受入れを拒否することができる。

第4章 生活環境の清潔の保持

(生活環境の清潔の保持の促進)

第23条 本市は、生活環境の情報の保持で関する事業者及び市民の自主的が活動を心虚するよう努めなければ

(公共の場所等の清潔の保持)

- 第24条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所にみだりに廃棄物を捨てること等により 当該公共の場所を汚すことがないようにしなければならない。
- 2 土地の占有者(占有者がない場合は、管理者)は、その土地にみだりに廃棄物が捨てられることのないように必要な措置を講じなければならない。

第5章 生活環境影響調査書の縦覧等

(縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設)

第35条 法第9条の3第2項(同条第8項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査の結果を記載した書類(以下「生活環境影響調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)は、法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設とする。

(生活環境影響調査書の公告及び縦覧)

第26条 市長は、法第9条の3第2項の規定により生活環境影響調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、その旨、縦覧の場所その他別に定める事項を公告し、生活環境影響調査書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

(生活環境影響調査書についての意見書の提出)

第27条 法第9条の3第1項又は第7項の規定による届出に係る対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

- 第28条 対象施設の設置又は変更が環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業又は京都市環境影響評価等に関する条例第2条第2号に規定する対象事業である場合において,次の各号のいずれかに該当するときは, 市長は, 前2条の手続を経たものとみなす。
- 環境影響評価法第27条の規定による評価書の公告及び縦覧を経たとき。
-) 京都市環境影響評価等に関する条例第25条の規定による評価書の公告及び縦覧を経たとき。

(他の府県及び市町村との協議)

第29条 市長は、法第9条の3第1項に規定する周辺地域が他の市町村の区域にわたるときは、第26条 及び第27条の手続について、当該市町村の長及び当該市町村を包括する府県の知事と協議しなければならない。

第6章 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員

(廃棄物減量等推進審議会)

第30条 一般廃棄物の減量に関する事項その他市長が必要と認める事項について,市長の諮問に応じ、 調査し,及び審議するため,法第5条の7第1項の規定に基づき,京都市廃棄物減量等推進審議会(以 下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

- 第31条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

- 第32条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は, 再任されることができる。

(廃棄物減量等推進員)

- 第33条 市長は、社会的信望があり、かつ、廃棄物の減量等に関し熱意と識見を有する者のうちから、 法第5条の8第1項の規定に基づき、廃棄物減量等推進員を委嘱するものとする。
- 2 廃棄物減量等推進員は、廃棄物の減量等に関する本市の施策への協力その他の活動を行う。

第7章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

- 第34条 地方自治法第227条の規定により,一般廃棄物の収集,運搬及び処分について,別表第112掲げる手数料を徴収する。
- 2 本市が定期的に収集する一般廃棄物及び本市が収集する粗大ごみに係る既納の手数約は、還付したい。

(許可等申請手数料等)

- 第35条 法又は浄化槽法の規定に基づく許可等の申請(以下「申請」という。)に対する審査について、 別表第2に掲げる手数料を徴収する。
- 2 前項の手数料は、申請の際に納入しなければならない。
- 3 既納の手数料は、還付しない。

(一般廃棄物処理手数料等の減免)

第36条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第34条第1項ご規定する手数料及び前条に規定する費用を減額し、又は免除することができる。

第8章 雑 則

(報告の徴収)

第37条 市長は、この条例の施行ご必要な限度において、占有者等、事業者その他必要と認める者に対し、廃棄物の処理に関し必要な報告を求めることができる。

(立入調査等)

- 第38条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、占有者等、事業者その他必要と認める者が占有し、所有し、又は管理する土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを 提示しなければならない。

第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯對捜査のため、認められたものと解釈してはならない。

(来任)

第39条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、 市長が定める。

医金虫

沙丁超口)

1 この条例は, 平成5年4月1日から施行する。

(事業用大規模建築物の所有者等に関する経過措置)

2 この条例による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第9条から第15条までの規定は、市規則で定める日から適用する。

(市規則で定める日は、平成6年3月31日規則第136号で平成6年4月1日)

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 3 京北町の区域の編入の目前に同町の区域内(以下「旧町区域内」という。)において事業用大規模建築物の新築等に着手した事業用大規模建築物建築主及び事業用大規模建築物の新築等に必要な準備行為を行った者のうち市長が特にやむを得ない事情があると認める者(以下「事業用大規模建築物建築主等」という。)については、第13条第2項及び第3項の規定は、適用しない。
 - 4 事業用大規模建築物建築主等は、事業用大規模建築物、その敷地内その他適切な場所に保管場所を設置するよう努めなければならない。
- 5 前2項に定めるもののほか、旧町区域村におけるこの条例の適用に関し必要な経過措置は、市長が定める。

附 則(平成9年3月31日条例第100号)

近期日)

1 この条例は、平成9年6月1日から施行する。ただし、第30条及び別表第1ふん尿の項の改正規定 並びに附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の委託に係る手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用については,なお従前 の例による。

(七)

3 この条例による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第30条及び別表第1本市が収集する粗大ごみの項の規定は、本市が収集する粗大ごみの収集、運搬及び処分で、平成9年10月1日以後の委託に係るものについて適用する。

附 則(平成10年12月21日条例第45号)

この条例は,公布の日から施行する。ただし,第5章を第6章とし,第4章の次に1章を加える改正規定(第 59 条に係る部分に限る。)は,平成 11 年 6 月 12 日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第89号) (45~出口)

1 この条例は, 平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の拡行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

則(平成13年3月30日条例第89号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第36条の改正規定,別表第1本市が収集する粗大ごみの項の改正規定及び別表第2の改正規定 平成13年4月1日
- (2) 別表第1 ふん尿の項の改正規定 平成13年6月1日
- (3) 別表第1その他の一般廃棄物の項の改正規定及び別表第3の改正規定 平成13年7月1日

(経過措置)

2 平成13年4月1日前に委託を受けた本市が収集する粗大ごみの収集,運搬及び処分に係る手数料及び同目前の申請に係る手数料,同年6月1日前に委託を受けたふん尿の収集,運搬及び処分に係る手数料(臨時に収集するときに係るものに限る。)並びに同年7月1日前の収集,運搬及び処分の委託に係る事数料(本市が収集する相大ごみ,ふん尿及び大,猫等の死体に係るものを除く。)については、なお従前の例による。

附 則(平成13年6月1日条例第2号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成15年10月20日条例第32号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第31条及び第34条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第32号) 抄

(施行期日)

1 この条例は, 京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第95号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、別表第13人尿の項の改正規定は、同年月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年6月1日前に委託を受けたふん尿の収集、運搬及び処分に係る手数料(臨時に収集するときに係るものに限る。)については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月27日条例第153号)

佐沙田田口)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条, 次項及び附則第3項の規定 平成18年4月1日
-) 第2条及び附則第4項の規定 平成18年10月1日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1に規定する一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に市長の指定する方法により搬入し、処分を委託する場合の平成18年度から平成58年度までの各年度の手数料の額は、同表に掲げる手数料の額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

₩	0.5	0.5	0.65	0.65	0.65	0.8	0.8	0.8
年度の区分	平成 18 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度

3 本市が定期的に収集する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料の徴収は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

2 平成18年10月1日から第3条の規定の施行の日の前日までの間に市長が指定する区域において収集する場合における第2条の規定による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1の規定の適用については、同表備考1中「及びペットボトル(市長が指定するものに限る。)」とあるのは、「、ペットボトル(市長が指定するものに限る。)」と表が指定するものに限る。)」とする。

附 則(平成21年3月26日条例第65号)

近月期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、別表第13人尿の項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 ふん尿の収集、運搬及び処分に係る手数料(臨時に収集するときに係るものに限る。)のうち、平成 21年6月1日前の委託に係るふん尿手数料については、なお従前の例による。

別肢第1(第34 条関系)

		M	*	刺口	手数料
7.44%%サギ	12年十2年	Н	い、一旦の大力	日本の大学が大学の大学の大学の大学	E
本市沿場内は乗げる	(2)X無かる一般		特已省原ご子	市長が指定する後以下 指	E
尿及び鍋フ	尿及艦 ファイン、やおよみもり、	とを含めて		定数 という。)の容量10 リ	വ
型の金属数がを除く。)	ಶ್ವಸ್ತ್ರ್ಯ			ットンレ	
				指式約22年20リットル	10
				指定後7容量30リットル	15
				指式的容量低リットル	83
			特定資原ごみりから一般辞載物	指式診容量5リットル	ഥ
				指式約224量10リットル	10
				指式多な量20リットル	80
				指定数容量30リットル	88
				指定数容量もリットル	45
本的乳集疗器大二岁	る粗大ごみ			3 200 円以内には、7月11に定める額	%
ふん尿	 	/数·基·注解计分编合	(動を使用が着似下 使用者 という。)が2人以内のとき。	1.13	006
			使用者が3人以上のとき。	1人でつき1月	450
	収集量、基へ浴算定す	定期的30集まるとき。	1月の1次集量が200リットレムバドウと き。	1,3	1,900
	2場合		1月の12集量が220リットルを超える とき。	1月100リットルまでごと	096
		顕寺立文集する とき。	1回24次集量が320リットル以下のと き。	10	1,900
			1回71X集量が200リットルを超える とき。	1回100リットルまでごと	026
大、猫等の死体	E/本			1体	4,600
そし占有者等が収集		運搬及び処分を委託する場合	する場合	100 リットルまでごと	800
の 一般発棄を り搬入し、	物仅集重搬業者が市長 , 処済を委託する場合	者が市長の指定する場合	船発棄物収集動職業者が市長の指定する施設に市長の指定する方法こよ 概入し、処分を委託する場合	100 キログラムまでごと	1,000
$\overline{}$	3.7 60	7搬入量が100キ	1回7搬入量が100キログラム人下のとき。	100キログラムまでごとに1,000円	
森 表が市長の指定す 東 会植設・地入し、 地 の必を強行る場合 一般を確認をある。		7機7量が100キー	1回7搬入量が100キログラムを超え500キログラム以下のとき。	1,000円に100キログラムを超える部分が100キログラムは重するまでごとに1,500円を加込だ額	之名部分为1001,500円名力以

F			
	集劃業都沛長	<u> </u>	7,000円に500キログラムを超える部分が10
	の指定する方法に		キログラムに牽するまでごとに2000円を力の
	より搬入し、処分		广額
	を葬むる場合を		
	※。)		

備札

- 1 時定資源ご知とは、缶、ガラスびん、ペットボトル(市長が指定するものに限る。)並びこプラスチック製の容器及び包装(市長が指定するものに限る。)をいう。
- 2 「人数2基づき算定する場合」とは、37試変当しない場合をいう。
- 「収集量、基分き算定する場合」とは、使用者がははすめ当該関手の報告を行いる建物に居住していない場合、使用者の数が不確定である場合その他使用者の人数に基づき手数料の額を算定することが不適当と認められる事情がある場合をいう。

別肢第2(第35条関系)

	区分	手数料(1件につき)
法第7条第1項の規定に基づく	法第7条第1項の規定と基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の申請で対する審査	E
		15,000
法第7条第2項の規定と基づく	法第7条第2項の規定と基づく一般発棄物及集運搬業の許可の更新の申請さ対する審査	15,000
法第7条第6項の規定に基づく	法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	15,000
法第7条第7項の規定に基づく	法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新の時間に対する審査	15,000
法第7条の2第1項の規定2基づく 囲の変更の許可の申請こ対す3審査	法第7条の2第1項の規定に基づく一般発棄物収集運輸業以は一般発棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申割さ対する審査	15,000
法第8条第1項の規定に基づく	法第8条第4項は規定する一般経験物便期値投	130,000
一般発動物で動稿や記憶の 許可の相割で対する審査	その他の一般客種物の助協設	110, 000
法第9条第1項の規定に基づく	法第8条第4項(規定する一般發棄物)理論設	120,000
一般辞典物理制設的影響の 許可ご係る事項の変更の許可 の申請、法付予審查	その他の一般落棄物処理協設	100, 000
法第9条の5第1項の規定3基 対する審査	法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け入ば措受けの評可の申請に対する審査	94,000
法第15条の4において準用する法第9条の受けなば置めない。	法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物の理権設の譲受けない計受けの計画の申書に対する審査	94,000
法第9条の6第1項の規定こ基 の認可の申請こ対する審査	注第9条の6第1項の規定2基づく一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又3分割の認可の申請2対する審査	94,000
法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定 置者である法人の合併又は分害の認可の申請に対する審査	法第15条の4には3、72準用する注第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物の理漏役の設置者である法人の合併又はお押り認可の申請に対する審査	94,000

注第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	新発果で以入れ、世代系の千円の中間で対する番丘 	81,000
注第14条第2項の規定に基づく産	法第14条第2項の規定に基づく産業整験が収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	73,000
法第14条第6項の規定に基づく産	法第14条第6項の規定に基づく産業落棄物処分業の許可の申請に対する審査	100,000
注第14条第7項の規定に基づく避	法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物心分業の計可の更新の時間で対する審査	94,000
送第14条02第1項0規定(基次)	は第14条の2第1項の規定に基づく産業産棄物及集動機等の事業の範囲の変更の許可の申請 に対する審査	71,000
 沈第14条の2第1項の規定に基づ。 対する審査	は第14条の2第1項の規范ご基づく産業整理物処分業の事業の範囲の変更の許可の相割こ対する審査	92,000
送第14条の4第1項の規定と基づる 審査	法第14条の4第1項の規范ご基づく特別管理産業廃棄物区集団機関機の常河の申請ご対する 審査	81,000
注第14条の4第2項の規定ご基づ。 対する審査	は第14条の4第2項の規定に基づく4船「管理産業発験MX集団網業の常行の更新の相前に対する審査	74,000
注第14条の4第6項の規定2基づ。	法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業整験が必分業の許可の申請に対する審査	100,000
送第14条04第7項の規定に基づく 審査	注第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業が無物が分業の計画の更新の申請に対する 審査	95, 000
送第14条の5第1項の規定C基づく 許可の申請なける審査	法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業辞剰が収集顕標の事業の範囲の変更の 許可の申請に対する審査	72,000
法第14条の5第1項の規定に基づ。 の申請に対する審査	注第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業発棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	95,000
30	法第15条第4項C規定する産業廃棄物処理施設	140,000
く産業発棄物処理施設の設置 そのの許可の申請で対する審査	その他の産業務棄物の里施設	120,000
mu	法第15条第4項ご規定する産業整験が処理値設	130,000
位で基づく産業経験が呼動を 設め、設置の計画に係る事項の 変更の許可の申請に対する審	その他の産業存棄物の関節で	110, 000

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

昭和47年3月31日規則第149号 平成5年3月31日規則第168号 昭和29年8月12日規則第44号(制定)

総則(第1条)

廃棄物の減量(第2条~第6条)

廃棄物の適正な処理(第7条~第10条) 第3章

一般廃棄物処理業(第11条~第13条) 第4章

一般廃棄物処理施設(第14条~第24条) 第5章

再生利用業(第25条~第28条) 第6章

浄化槽清掃業(第29条・第30条) 第7章

生活環境影響調査書の縦覧に係る公告(第31条) 第8章

廃棄物減量等推進審議会(第32条~第35条) 第9章

手数料等(第36条~第38条) 第10章

第11章

亖

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)、浄化槽法及び京都市 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める ものとする。

廃棄物の減量 第2章

(事業用大規模建築物)

第2条 条例第9条に規定する事業の用に供する大規模な建築物で別に定めるもの(以下「事業用大規模 建築物」という。)は,事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上である建築物

(事業系廃棄物の減量に関する計画の作成及び届出)

- 日までの期間について条例第10条第1項に規定する減量計画(以下「減量計画」という。)を作成し、 第3条 事業用大規模建築物の所有者は、毎年5月31日までに、その年の4月1日から翌年の3月31 市長に届け出なければならない。
- 2 減量計画は、事業系整幹物域量計画書(第1号様式)に必要な事「疑言職することにより/作政するものとする。
- 4 前項の届出をした者は、事業廃棄物減量計画書の記載事項に変更があったときは、その変更があった 3 条例第10条第1項の規定による届出は事業系整理物域量計画を市長に提出することにより行うものとする。
 - 日から10日以内に事業系廃棄物咸量計画変更届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(廃棄物管理責任者の選任及び届出)

た日から30日以内に、当該事業用大規模建築物の管理について責任を有する者のうちから廃棄物管理 第4条 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物の全部又は一部が事業の用に供され

貴任者を選任し,当該選任の日から 10 日以内に,廃棄物管理責任者選任届(第3号様式)によりその旨 を市長に届け出なければならない。 前項の届出をした者は、廃棄物管理責任者選任届の記載事項に変更があったときは、その変更があっ た日から 10 日以内に廃棄物管理責任者変更届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業系廃棄物の保管場所を設置しなければならない者)

含む。以下同じ。),増築,改築又は移転をしようとする者で,当該新築、増築,改築又は移転により 生じ,又は増加する事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上であるものとす 又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途を変更することにより事業用大規模建築物とすることを 第5条 条例第13条第2項ご規定する事業用大規模建築物建築主は、新築(建築物の床面積を変更し、

(事業系廃棄物の保管場所の設置の届出)

- 申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知をする前に,次の各号に掲げる図面を添えた事業系廃棄 第6条 前条に規定する者は、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の 物保管場所設置届(第5号様式)により,条例第13条第1項に規定する保管場所(以下「保管場所」と いう。)の設置に関する事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 事業用大規模建築物の付近見取図
- 保管場所に係る位置図, 平面図及び立面図

第3章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物の処理を受ける旨の申出)

- 第7条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合は,管理者。以下「占有者等」という。)は,本市が 行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分を受けようとするときは、その旨を市長に申し出なければなら ない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本市が定期的に行うふん尿以外の一般廃棄物の収集を受けようとするとき。
- 継続的に,法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者に委託して,本市が行う一般廃 棄物の処分を受けようとするとき。
- という。)を受けようとする場合(条例別表第1に規定する人数に基づき算定する場合に該当する場合 あっては当該一般廃棄物の種類、形状及び量を、ふん尿の収集、運搬及び処分(以下「ふん尿の処理」 2 前項の規定による申出は、3人尿以外の一般廃棄物の収集、運搬又は処分を受けようとする場合に に限る。)にあっては便所を使用する者の人数を、それぞれ明らかにして行わなければならない。
- 第1項の規定による申出をした者は,一般廃棄物の収集,運搬若しくは処分を受ける必要がなくなっ たとき,又は前項の規定により明らかにした事項に変更を生じたときは,速やかにその旨を市長に届 け出なければならない。

(多量の事業系廃棄物を排出する事業者)

以下同じ。)を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる事業者は、 おおむな11日平均200キログラム以上又は1立方メートル以上の事業系廃棄物を排出する事業者とす 第8条 条例第19条第2項の規定により市長が事業系廃棄物(事業活動に伴って生じる廃棄物をいう。

(特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更の報告)

第9条 法第12条の2第6項ご規定する事業者は、同項の規定により特別管理産業廃棄物管理責任者を 設置し,又はこれを変更したときは,当該設置又は変更の日から30日以内に,特別管理産業廃棄物管 理責任者設置・変更報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理施設における廃棄物の受入基準)

第10条 条例第22条第1項に規定する別に定める基準は次に掲げる廃棄物を搬入しないこととする。

- 本市の区域外において生じた廃棄物 \exists
- 特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物 (7)
- 重量が1キログラムを超えるパーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は 液晶式のものを含む。) 3
- 産業廃棄物 4
- 有害な物質を含む廃棄物

(2) 9

- 著しい悪臭を発生させる廃棄物
- 爆発又は引火のおそれがある破棄物 0 8
- 可燃物で体積又は重量が著しく大きい廃棄物
- 不燃物で容易に飛散し、又は流出するおそれがある廃棄物 6
- その他本市が行う一般廃棄物の処分に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる廃棄物
- 本市が設置する一般廃棄物処理施設のうち、特定の廃棄物の再生を目的とする施設に搬 **入しようとする場合にあっては,当該特定の廃棄物以外の廃棄物**

一般廃棄物処理業 第4章

(一般廃棄物処理業の許可の申請)

- 廃棄物処理業」という。)の許可を受けようとする者は,一般廃棄物処理業許可申請書(第7号様式)に 第11条 法第7条第1項又は第6項の規定による一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業(以下「一般 次に掲げる図書を添えて, 市長に提出しなければならない。
 - 廃棄物の処理及び精制に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第9条の2第2項第1号か ら第3号までに掲げる図書
- 申請者に廃棄物の処理及び背掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人がある場合には、 当該使用人の住民票の写し(本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては、外国人登 録法第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項正明書。以下同じ。) 3
- 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類 3
- 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 法第7条第5項第4号リに規定する役員の住民票の写し
- 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相 当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記事項証明書
- 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

4

- 住民票の写し
- 申請者が法第7条第5項第4号子に規定する未成年者であるときは、その法定代理人の住民票の写し
- その他市長が必要と認める図書 (2)

(一般廃棄物処理業の変更の許可の申請)

第12条 法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は,一般廃棄物 処理業事業範囲変更許可申請書(第8 号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて, 市長に提出しなけれ

- (1) 変更後の事業に係る規則第9条の2第2項第1号及び第2号に掲げる図書
- (2) 前条の許可に係る文書(以下「一般廃棄物処理業許可書」という。)
- 市長は、前頃の許可をしたときは、一般整幹物の理業許可書を書き換えたうえ、これを申請者に交付する。 2

(一般廃棄物処理業の廃止等の届出)

- 第13条 法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物処理業の全部又は一部の廃止に係る届出をしよう とする者は、一般廃棄物処理業廃止届(第9号様式)に一般廃棄物処理業許可書を添えて、市長に提出 しなければならない。
- 理業変更届(第10 号様式)に、当該届出が一般廃棄物処理業許可書の記載事項の変更の届出であるとき 法第7条の2第3項の規定による住所その他の事項の変更の届出をしようとする者は,一般廃棄物処 は当該一般廃棄物処理業許可書を添えて,市長に提出しなければならない。
- | 市長は、一般廃棄物処理業の一部の廃止に係る第1項の届出及び一般廃棄物処理業許可書の記載事項 の変更に係る前項の届出があったときは,一般廃棄物処理業許可書を書き換えたうえ,これを届出者 に交付する。

第5章 一般廃棄物処理施設

(一般廃棄物処理施設設置許可申請書)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書(第11号様式)とす 第14条 法第8条第2項に規定する申請書は,

(一般廃棄物処理施設使用前検査申請書)

第15条 規則第4条の4第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(第12号様 さってかる。

(特定一般廃棄物最終処分場狀況等報告書)

- 第16条 規則第4条の17に規定する報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(第13号様式)とする。 (一般廃棄物処理施設変更許可申請書等)
- 第17条 規則第5条の3第1項C規定する申請書式一般発動物理施設変更許可申請書(第14号接式)とする。
- 一般廃棄物処理施設変更許可申請書には, 法第9条第2項において準用する法第8条第3項に規定す る書類並びに規則第5条の3第3項各号に掲げる書類及び図面のほか,法第8条第1項の規定による --般廃棄物処理施設の設置の許可に係る文書(以下「--般廃棄物処理施設設置許可書」という。)を添 付しなければならない。
- 3. 市長は,法第9条第1項本文の規定による許可をしたときは,一般廃棄物処理施設設置許可書を書き 換えたうえ、これを申請者に交付する

(一般廃棄物処理施設軽微変更等届等)

第18条 規則第5条の4の2第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届(第15号様

- 一般廃棄物処理施設軽微変更等届には,一般廃棄物処理施設設置許可書の記載事項の変更の届出であるときは,規則第5条の4の2第2項各号に掲げる書類及び図面のほか,一般廃棄物処理施設設置許可書を添付しなければならない。
- 3 市長は、一般廃棄物処理施設設置許可書の記載事項の変更に係る法第9条第3項の規定による届出があったときは、一般廃棄物処理施設設置許可書を書き換えたうえ、これを届出者に交付する。

(一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届)

第19条 規則第5条の5第1項に規定する届出書は、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届(第16号検 式) アセス

(一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書等)

- 第20条 規則第5条の5の2第1項に規定する申請書は,一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(第17 号様式)とする。
- 2 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書には、規則第5条の5の2第2項各号に掲げる書類及び図面のほか、一般廃棄物処理施設設置許可書を添付しなければならない。

(一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書等)

- 第21条 規則第5条の11第1項に規定する申請書は,一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書 (第18号様式)とする。
- 2 一般廃棄物処理施設の譲渡人又は貸主は、当該一般廃棄物処理施設を譲り渡し、又は貸し付けたときは、速やかいて一般廃棄物処理施設設置許可書を市長に返還しなければならない。

(一般廃棄物処理施設設置者合併・分割認可申請書等)

- 第22条 規則第5条の12第1項に規定する申請書は,一般廃棄物処理施設設置者合併・分割認可申請 = (第10 号巻式) レホス
- 2 一般廃棄物処理施設設置者合併・分割認可申請書には、規則第5条の12第2項各号に掲げる書類のほか、一般廃棄物処理施設設置許可書を添付しなければならない。
- 3 市長は、法第9条の6第1項の規定による認可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置許可書を書き換えたうえ、これを申請者に交付する。

(一般廃棄物処理施設設置者相続届等)

- 第23条 規則第6条第1項に規定する届出書は,一般廃棄物処理施設設置者相続届(第20号様式)とす
- 2 一般廃棄物処理施設設置者相続届には、規則第6条第2項各号に掲げる書類のほか、一般廃棄物処理施設設置許可書を添付しなければならない。
- 3 市長は、法第9条の7第2項の規定による届出があったときは、一般廃棄物処理施設設置許可書を書き換えたうえ、これを届出者に交付する。

(一般廃棄物処理施設設置特例届等)

- 第24条 規則第12条の7の7第2項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設設置特例届(第20号様 式の2)とする。
- 2 規則第12条の7の7第5項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置特例変更等届(第20号様式の3)により行うものとする。

第6章 再生利用業

(再生利用業の指定の申請)

- 第5条 規則第2条第2号,第2条の3第2号,第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による指定を受けようとする者は、再生利用業指定申請書(第21号様式)に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 取引関係を記載した書類
- (3) 生活環境の保全上の対策を記載した書類
- (4) 廃棄物の再生利用により生じる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (5) 廃棄物の再生利用を行う者が廃棄物の再生利用のための廃棄物の収集又は運搬を委託する場合

こは, 委託関係を記載した書類

- (6) 申請者が前号の収集又は運搬を行う者である場合には、廃棄物の再生利用を行う者との委託関係を記載にた書類
- (7) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (8) 申請者が個人である場合には、住民票の写し
 - (9) その他市長が必要と認める図書

(再生利用業の変更に係る指定)

- 第26条前条の指定を受けた者(以下「再生利用指定業者」という。)は、当該指定に係る事業(以下「再生利用業」という。)の範囲を変更しようとするときは、再生利用業指定変更申請書(第22 号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出し、変更後の事業についてその指定を受けなければならない。ただし、当該変更が再生利用業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- (1) 前条の指定に係る文書(以下「再生利用業指定書」という。)
- 2) 変更後の事業に係る前条各号に掲げる図書
- 2 市長は,前項の指定をしたときは,再生利用業指定書を書き換えたうえ,これを申請者に交付する。

(再生利用業に係る変更の届出)

- 第27条 再生利用指定業者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、再生利用業変更届(第23号様式)に、当該届出が再生利用業指定書の記載事項の変更の届出であるときは当該再生利用業指定書を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 再生利用業に係る事務所及び事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 再生利用業に係る取引関係
- 2 市長は、再生利用業指定書の記載事項の変更に係る前項の規定による届出があったときは、当該再生 利用業指定書を書き換えたうえ、これを申請者に交付する。

(再生利用業の廃止の届出)

- 第38条 再生利用指定業者は、再生利用業の全部又は一部を廃止したときは、再生利用業廃止届(第24号機式)に再生利用業指定書を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、再生利用業の一部の廃止に係る前項の規定による届出があったときは、再生利用業指定書を書き換えたうえ、これを届出者に交付する。

第7章 浄化槽清掃業

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第29条 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(第25号様式)を市長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業の変更等の届出)

- 第30条 浄化槽法第37条の規定による変更の届出をしようとする者は、浄化槽清掃業変更届(第26号様式)に、当該届出が前条の許可に係る文書(以下「浄化槽清掃業許可書」という。)の記載事項の変更の届出であるときは当該浄化槽清掃業許可書を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、浄化槽情掃業許可書の記載事項の変更に係る前項の規定による届出があったときは、浄化槽 清掃業許可書を書き換えたうえ、これを届出者に交付する。
- 3 浄化槽法第38条の規定による届出をしようとする者は、浄化槽清掃業廃止等届(第27 号様式)に浄化槽清掃業許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

第8章 生活環境影響調査書の縦覧に係る公告

- 第31条 条例第26条に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。
- 法第8条第2項第2号から第4号までに掲げる事項
- (2) 条例第25条に規定する生活環境影響調査書の縦覧の期間及び時間
- (3) 条例第27条に規定する意見書の提出期限
- 1) その他市長が必要と認める事項

第9章 廃棄物減量等推進審議会

(今屋)

- 第32条 京都市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長を置く。
 - 2 会長は,委員の互選により定める。
- 3 会長は, 審議会を代表し, 会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

- 第33条 審議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は,委員の過半数が出席しなければ,会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

部別

- **第34条 審議会は、特別の事項を調査し,及び審議させるため必要があると認めるときは,部会を置くことができる。**
- 2 部会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 会長が指名する委員
- (2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は,会長が指名する。
- 部会長は、その部会の事務を掌理する。

中級)

第35条 審議会の庶務は、環境政策局において処理する。

第10章 手数料等

(手数対等の徴以)

- **第36条** 本市が定期的に収集する一般廃棄物(ふん尿及び鍋、フライパン,やかんその他の小型の金属 製の物を除く。以下この条において同じ。)に係る手数料は,条例別表第1に規定する指定袋と引換え に徴収する。
- 2 占有者等は、本市が定期的に収集する一般廃棄物の収集、運搬及び処分を受けようとするときは、前項の指定袋を使用しなければならない。
 - 3 本市が収集する粗大ごみ(以下「本市収集粗大ごみ」という。)に係る手数料は、別に定める粗大ごみ 処理手数料券と引換えに側収する。
- 4 占有者等は、本市収集租大ごみの収集、運搬及び処分を受けようとするときは、当該本市収集租大ごみに係る粗大ごみ処理手数料券を当該本市収集租大ごみにちょう付しなければならない。
- 5 一般廃棄物(本市が定期的に収集する一般廃棄物及び本市収集相大ごみを除く。)の収集、運搬又は処分に係る手数料の徴収は、ふん尿(臨時に収集するものを除く。)については2月ごとに、その他の廃棄物についてはそのつど行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 6 前項の規定にかかわらず、条例別表第1に規定する一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設 に市長の指定する方法により搬入し、処分を委託する場合の手数料の徴収については、別に定める。

(月の中途に異動があった場合のふん尿に係る手数料の取扱い)

第37条 占有者等は、月の中途において、第7条第1項の規定によりふん尿の処理を受ける旨の申出をし、又は同条第3項の規定によりふん尿の処理を受ける必要がなくなった旨の届出をした場合において、条例別表第1に規定する人数に基づき算定する場合に該当するときは、当該申出又は届出をした日の属する月分の手数料を納入しなければならない。ただし、その月にふん尿の処理を受けなかったときは、この限りでない。

(手数対等の減免)

けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添 えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りで 第38条 条例第36条の規定により一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料の減額又は免除を受

第11章

(許可書等の再交付)

- 第39条 法第8条第1項の許可又は第11条若しくは第29条の許可を受けた者,第25条の指定を受けた者そ の他法の規定による市長の許可を受けた者(以下「一般廃棄物の理業者等」という。)は、一般廃棄物の理業 許可書,一般蔣椠物の理施設設置許可書,再生利用業指定書,浄化槽清掃業許可書その他法の規定による市 長の許可に係る文書(以下「許可書等」という。)が破れ、汚れ、又は紛失したときは、速やかに許可書等再 交付申請書(第28 号様式)を市長に提出し、許可書等の再交付を受けなければならない。
- 2 一般廃棄物処理業者等は、許可書等が破れ、又は汚れた場合において、前項の申請をしようとすると きは、同項に規定する申請書に当該許可書等を添えなければならない。
- 3 一般廃棄物処理業者等は、許可書等を紛失したため許可書等の再交付を受けた場合において、紛失し た許可書等を発見したときは、速やかに当該発見した許可書等を市長に返還しなければならない。

(許可書等の)返環

第40条 一般廃棄物処理業者等は、その許可又は指定を取り消されたときは、速やかに許可書等を市長 に返還しなければならない。

(身分証明書)

第41条 条例第38条第2項に規定する証明書は、身分証明書(第29号様式)とする。

第48条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、 所轄局長が定める

至 宝

改正 平成17年3月31日規則第182号

(拖行期日)

平成5年4月1日から施行する。 この規則は,

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの規則による改正前の京都市廃棄物の処理及び 情掃に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第4条第1項の規定により行われた届出は、この 規則による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(以下「改正後の規則」という。) 第2条第1項の規定により行われた申出とみなす

附 則(平成6年3月31日規則第137号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- いう。)第3条第1項中「毎年5月31日」とあるのは、平成6年4月1日から平成7年3月31日まで の期間についての京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第10条第1項に規定する減量計画 2 この規則による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(以下「改正後の規則」と にあっては, 「平成6年7月29日」とする。
- 3 この規則の施行の際現に改正後の規則第2条に規定する事業用大規模建築物の所有者である者につい ては,改正後の規則第4条第1項中「当該事業用大規模建築物の全部又は一部が事業の用に供された 日から 30 日以内」とあるのは,「平成 6 年 7 月 19 日まで」とする。

附 則(平成8年3月29日規則第105号)

この規則は,平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年9月22日規則第51号)

(施行期日)

1 この規則は,平成9年10月1日から施行する。

(適用区分)

収集する粗大ごみの収集,運搬及び処分で,平成9年10月1日以後の委託に係るものについて適用す 2 この規則による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第24条の規定は、本市が

附 則(平成10年3月31日規則第150号)

この規則は,平成10年4月1日から施行する。

この規則は,平成10年6月17日から施行する。 附 則(平成10年6月12日規則第24号)

附 則(平成10年12月21日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

この規則中第6条の改正規定は平成11年5月1日から,別表の改正規定は同年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月11日規則第90号)

この規則は,平成11年12月1日から施行する。 附 則(平成11年11月26日規則第68号)

附 則(平成12年3月31日規則第182号)

(拖行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年6月1日から施行する。 (経過措置)

第2条第2号に規定する事業用大規模建築物の所有者である者については,第4条第1項中「当該事 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

業用大規模建築物の全部又は一部が事業の用に供された日から30日以内」とあるのは,「平成12年6月30日まで」とする。

附 則(平成12年7月17日規則第32号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成12年9月29日規則第58号) この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成13年1月4日規則第85号) この規則は、平成13年1月6日から施行する。 附 則(平成13年3月30日規則第167号) この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年5月31日規則第25号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成15年11月28日規則第72号) この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年1月26日規則第86号) この規則は、公布の日から施行する。 |附 | 則(平成16年12月28日規則第64号) この規則は、平成17年1月1日から施行する。 |附 | 則(平成17年3月4日規則第71号) この規則は,平成17年3月7日から施行する。 附 則(平成17年3月31日規則第182号) この規則は、京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。 | 附 | 則(平成18年3月31日規則第239号) この規則中第1条の規定は平成18年4月1日から,第2条の規定は同年10月1日から施行する。

| W | 関(平成18年9月29日規則第58号) この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第139号)

(施行期日)

1 この規則は,平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000 平方メートル以上3,000平方メートル未満である建築物(大規模小売店舗立地注第2条第2項に規定する大規模小売店舗を除く。以下「新規事業用大規模建築物」という。)の所有者である者に対するこの規則による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第1項の規定の適用については、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間に係る同項に規定する減量計画に限り、同項中「毎年5月31日」とあるのは、「平成19年7月31日」とする。

3 この規則の施行の際現に新規事業用大規模建築物の所有者である者に対する改正後の規則第4条第1項の規定の適用については、同項中「当該事業用大規模建築物の全部又は一部が事業の用に供された日から30日以内」とあるのは、「平成19年7月21日まで」とする。

4 改正後の規則第5条の規定にかかからず、次の各号のいずれかに該当する者は、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第13条第2項に規定する事業用大規模建築物建築主としない。

(1) 平成19年5月1日前に新規事業用大規模建築物の新築(建築物の床面積を変更し、又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途を変更することにより事業用大規模建築物とすることを含む。)、増築、改築又は移転(以下「新築等」という。)の工事に着手する者

(2) 平成19年5月1日以後に新規事業用大規模建築物の新築等の工事に着手する者で、この規則の施行の目前に建築基準法第6条第1項,第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けたもののうち, 市長が時にやむを得ない事情があると認めるもの

5 平成19年4月10日までに建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知(以下「申請等」という。)をした者で、同年5月1日以後に新規事業用大規模建築物の新築等の工事に着手することを予定しているもの(前項第2号に該当する者を除く。)に対する改正後の規則第6条の規定の適用については、同条中「建築基準法第6条第1項者といくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする前とあるのは、「平成19年4月10日まで」とする。

6 平成19年5月1日前に新規事業用大規模建築物の新築等の工事に着手することを予定していた者で、同日以後に新規事業用大規模建築物の新築等の工事に着手することとなったもの(附則第4項第2号に該当する者を除く。)に対する改正後の規則第6条の規定の適用については、同条中「建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする前に」とあるのは、「速やかに」とする。

附 則 (平成21年3月31日規則第179号)

この規則は,平成21年10月1日から施行する。ただし,第35条の改正規定は,同年4月1日から施行

平成 21 年度京都市一般廃棄物処理計画

平成 21 年 3 月 31 日告示第 540 号 (制定) 平成 21 年 8 月 10 日告示第 212 号

1 一般廃棄物の処理量の見込み

582,030t/年

(2) 犬, 猫等の死体及び実験用動物の死体

10,500体/年

(実験用動物)

(3) し尿及び浄化槽汚泥

29,000 ke/

2 一般廃棄物の処理主体

最終処分 ₽ 市, 許可業者等 中間処理 許可業者, 排出者 収集運搬 事業系ごみ 家庭系ごみ 種類

備考 家庭系ごみの収集運搬及び中間処理については、排出者の意向により、専用車両におい

て許可業者が行うことがある。

(2) 犬, 猫等の死体及び実験用動物の死体

種類	収集運搬	中間処理	最終処分
大, 猫等	半	上	半
実験用動物の死体	許可業者	許可業者	許可業者等

(3) し尿及び浄化槽汚泥

種類	収集運搬	処理
し尿	4	半
浄化槽汚 泥	养可業者	4

3 処理計画

「京都市循環型社会推進基本計画~京のごみ戦略21~」に基づき,次のような取組を進める

ことにより、一般廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進を図る。

ア 収集・運搬,中間処理及び最終処分計画量

次の図のとおり。

再資源化		合計 34,020 t/年	〉 最終処分 (埋立処分)	処理 埋立量 主体				10,000 t/年 (焼却残渣)	62,200 t/年	Æ	大阪湾広域処理場 (焼却残済等)	13,100 t/年						百計 69,3001/平
	a 処理 方法	1		/年 (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A)	#	茶	(年			# *	本	_						
中間処理 焼却・破砕・再資源化)	: 残渣量			(破砕後) 46,400t, (鉄分回)	1,200t/	/年 プレー缶 (残渣)	2,510t/ 3装	/年 110t/年	80t/年 40t/年		1,600t/年 5,400t/ 5,900t/年	/ /	/年					
中間 (焼却•破砕	[処理量		476,700 t/年	47,600 t/年	缶・びん・ペットボトル	11,600 t/年 小型金属類・スプレー	240 t/年 プラスチック製容器包装	9,290 t/紙パック	据制 光色		黒ノフ 剪定枝	廃木材 食品廃棄物	- 32,820 t					
	処 処理 理 主体			破 中 市				世	資源:	7	11	業者等	4					
								1	7									
	処理方法			無				破碎					再資源化				本 車	
収集・運搬		•					, ·	572,030 + / Æ	 		•	Ī		1			10,000t/年	t/年
収集	曹	214,600t/年	13,400t/年	240t/年		10,000t/年	110t/年	事/108	40t/年	160t/年	5,600t/年	1 600+ / 年	1,000;1	236,000t/年	7,000七/年	83,200t/年	10,000t/年	582,030t/年
\vdash	幹 処理 主体			1			₩		1			nVr	٠,	7 指業 戸 架	指業百者	IIII ANI	排者出	-1- 1111=
处理区分	人 種類	一般ごみ (家庭ごみ)	缶・びん・ペットボトア	- 小型金属 類・スプレー	<u> </u>	(G) プラスチック ゴ 製容器包装 カ	紙パック	乾電池	蛍光管	廃食用油	大型ごみ一時多量ごみ	街頭ごみ容器 のごみ	不法投棄ごみ	業者収集ごみ	魚アラ	(共) (大) (大) (大)	すべてみば	<□

(注)持込ごみには,平成21年4月から9月までの期間に限り,京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に規定する産業廃棄物を含む。

イ 発生抑制,再資源化計画

(7) 発生抑制方法

1 家庭系一般廃棄物への有料指定袋制度の実施

普及啓発活動

Δ

市民のごみ減量意識を高めるとともに,自主的な活動を促進するため,広報媒体,啓発冊子,施設見学会及び不用品リサイクル情報案内システムの活用を行うとともに,各まち美化事務所にごみ減量に関する相談等を行う窓口を設置し,市民への情報提供等の普及啓発事業の拡充を図る。

ごみ減量・リサイクル推進体制

市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、ごみ減量を推進していくための組織である「京都市ごみ減量推進会議」及び「地域ごみ減量推進会議」の活動を支援する。

ごみ減量推進員経験者の育成

地域でのごみ減量やリサイクルに関する活動を推進するため,ごみ減量推進員経験者 の育成に取り組む。

e ごみ減量・リサイクル推進店(めぐるくんの店)推奨制度

容器・包装材の減量やリサイクルの推進等に積極的に取り組んでいる小売店を「ごみ域量・リサイクル推進店(めぐるくんの店)」として認定し、その利用を市民に推奨する。

f 生ごみの減量・リサイクルの促進

家庭から排出される生ごみの減量やリサイクルを推進するため,電動式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器の購入助成を行う。

事業系一般廃棄物の減量指導

рV)

事業系廃棄物の減量を促進させるため,きめこまかな普及啓発を行うとともに,事業 用大規模建築物の所有者等に対する減量指導を強化する。

事業系一般廃棄物用透明袋の推奨

Ч

一般廃棄物収集運搬業許可業者(以下「許可業者」という。) に事業系一般廃棄物の収集運搬を委託する本市内の排出事業者に対して, 京都市ごみ減量推進会議認定の透明袋の使用を推奨する。

(4) 再資源化の方法

資源ごみ収集

再資源化を図るため、家庭から排出される缶・びん・ペットボトル、小型金属類・スプレー缶、プラスチック製容器包装の分別収集を実施する。

繰り返し使用できるリュースびん(リターナブルびん)については,その再使用を促進するための拠点回収制度の普及促進を図る。

紙パック, 使用済み乾電池及び蛍光管の拠点回収を促進するとともに, 小学校給食用紙パックについても, 再資源化をより一層促進する。

b コミュニティ回収制度の普及促進

町内会等の地域コミュニティが主体となって古紙類, 缶及びびん等の多様な資源を回収するコミュニティ回収制度の普及促進を図るため, コミュニティ回収実施団体登録制

度を実施する。

使用済みてんぷら油の回収及び燃料化

使用済みてんぷら油の拠点回収については,専用回収容器の設置等により,日常的な 地域住民からの油の受入体制を拡充するとともに,回収した使用済みてんぷら油は,燃 料化施設において燃料化を行う。

破砕処理施設及び焼却施設からの鉄分回収

b

大型ごみの破砕処理過程において, 鉄分を回収する。

秘密書類の再資源化

事業所から排出される秘密書類について,本市,排出事業者及び回収業者との連携により,再資源化を行う。

魚アラの再資源化

事業系一般廃棄物のうち, 再資源化が可能な魚アラについて, 排出事業者及び許可業者に対する再資源化の普及啓発等を図るとともに, 京都市魚アラリサイクルセンターで再資源化を行う。

民間施設における事業系一般廃棄物の再資源化

0.0

事業系一般廃棄物のうち、樹木剪定枝、廃木材及び食品廃棄物など再資源化が可能な ものについては、本市内及び本市周辺の民間施設における再資源化の促進を図る。

特定家庭用機器廃棄物

Ч

「特定家庭用機器再商品化法」(以下「家電リサイクル法」という。)の対象である家電4品目が適正にリサイクルされるよう,構築されたシステムの利用を促進させるとともに,その普及啓発活動を実施する。

パーソナルコンピュータ

「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「資源有効利用促進法」という。)の対象であるパーソナルコンピュータが適正にリサイクルされるよう, 構築されたシステムの利用を促進させるとともに, その普及啓発活動を実施する。

業者収集マンションにおける資源化促進

許可業者がごみを収集しているマンション等の分別排出,分別回収の促進を図るため,マンション等の所有者,管理者等を通じて,個々のマンションごとに分別ルールの作成等の指導を行うとともに,居住者への啓発を徹底する。

また、マンションから排出される資源ごみについては、市による再資源化を基本としつ つ、これにより難い場合については、補完的に民間施設による再資源化を図る。

ウ 収集・運搬計画

(7) 収集区域

京都市内全域

(イ) 収集運搬に係る施設

名称	担当行政区	所在地
北まち美化事務所	北区	北区上賀茂前田町 17 番地の 3
上京まち美化事務所	上京区	上京区中立売通油小路東入甲斐守町 100 番地
左京まち美化事務所	左京区	左京区高野西開町 34番地の 3

中京まち美化事務所	中京区	中京区西ノ京桑原町7番地
東山まち美化事務所	東山区	東山区今熊野日吉町 10 番地の 3
山科まち美化事務所	山科区及び伏見区 醍醐管区	山科区小野弓田町 3 番地
下京まち美化事務所	下京区	中京区壬生下溝町 45 番地
南まち美化事務所	車区	南区西九条森本町 37 番地
右京まち美化事務所	右京区	右京区西院西貝川町 $57番地の1$
西京まち美化事務所	西京区	西京区樫原秤谷町 37 番地
伏見まち美化事務所	休見区(ただし, 醍醐管区を除く。)	伏見区横大路千両松町 447 番地

(ウ) 収集するごみの種類及び収集方法

a 家庭系ごみ

種	類	# /	概 要	収集回数	加	集方法
				週2回。ただし、精霊送り	り ポリ袋 (市長が指定する袋(*1))	指定する袋(*1)) による
₩	型	% J	4	の供物及び年末年始は、特		定点・片側・各戸収集。ただし、精霊送
				別作業の日程による。	りの供物は,供料	供物受納場所からの収集
	i i		7	週1回。ただし,年末年始		ポリ袋 (市長が指定する袋(*2)) による
	う ・ 日	は、 でん・くり・日・ ちゃく シャン・	7 4 4 4	は特別作業の日程による。	。 定点収集	
	# \frac{\frac{1}{2}}{2}	小型 今尾海・フプリン一年	71、一年	月1回。ただし,年末年始	始にまって	7 2 许 正 后 年
	の選供	14. (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	7 	は特別作業の日程による。	₹	の所が
14/2	プラス	プラスチック製容器包	以容器包	週1回。ただし,年末年始	ポリ袋	(市長が指定する袋(*2)) による
	採			は特別作業の日程による。	。 定点収集	
漢		0	4		拠点回収	
اً اُ	英		<i>(</i>)		(市内約 290 箇所)	所)
7	1	ŧ	15		拠点回収	
	7抽		2		(市内約 80 箇所)	f)
	九田田田	2 1	おん		拠点回収	
	快压饼。	対五谷やころやり亩	٥ Ā		(市内約1,340箇所)	箇所)
	*	7	Ħ	扣	拠点回収	
	Ħ	K	ΙЩ		(市内約 230 箇所)	所)
*	型 バみ,			1 2 1 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u>=</u> 1[
业—	一時多量ごみ			干込みによりてひこと	67 以来	
街頭	街頭ごみ容器のごみ	めごみ		超	街頭ごみ容器からの収集	らの収集
不法	不法投棄ごみ			超	不法投棄箇所からの収集	らの収集

備考 家庭系ごみの収集運搬については、排出者の意向により、許可業者が行うことがある。 この場合は、上記の収集回数、収集方法によらず、また、運搬先を民間資源化業者とする 場合がある。

b 事業系ごみ

		# +	
性 現 寺		収 果 <i>乃</i> 在	
業者収集ごみ	許可業者による収集	Jiik .	
魚アラ	許可業者による収集	美	
特込ごみ	排出者又は排出事	排出者又は排出事業者による市施設への直接持込,許可業を	許可業者による収集
(*1) 家庭ごみに	家庭ごみに使用する市長が指定する袋	5. 按	
a 家庭ごみ	家庭ごみ用指定ごみ袋		
容量	材質	色, 文字等	製造者
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		黄色半透明	
45 7 % 7 77	高密度ポリエチレン	家庭ごみ用 450	七
		その他市長が指定する文字等	
11 00		黄色半透明	
30 7 7 7 7	高密度ポリエチレン	家庭ごみ用 300	₽
		その他市長が指定する文字等	
00 11 1 41.		黄色半透明	
77.7.6.6.07	高密度ポリエチレン	家庭ごみ用 200	₽
		その他市長が指定する文字等	
10 11 33 12 31		黄色半透明	
10 7 % C OT	高密度ポリエチレン	家庭ごみ用 100	₽
		その他市長が指定する文字等	
		黄色半透明	
5リットル	高密度ポリエチレン	家庭ごみ用 50	七
		その他市長が指定する文字等	

b ボランティア袋

容量	材質	色,文字等	製造者
		ナチュラル半透明	
45 リットル	高密度ポリエチレン	公園・緑地ごみ用	七
		その他市長が指定する文字等	
		ナチュラル半透明	
45 リットル	高密度ポリエチレン	落ち葉等清掃用	七
		その他市長が指定する文字等	
		ナチュラル半透明	
30 リットル	高密度ポリエチレン	普通ごみ用	₽
		その他市長が指定する文字等	
		ナチュラル半透明	
10 リットル	高密度ポリエチレン	普通ごみ用	₽
		タの 化 工 に に よ に よ な な な な な の に の の の の の の の の の の の の の	

(*2) 資源ごみ(缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装に限る。)に使用す

る市長が指定する袋

資源ごみ用指定ごみ袋

容量	材質	色,文字等	製造者
		無色透明	
45 リットル	低密度ポリエチレン	資源ごみ用 450	₩
		その他市長が指定する文字等	
		無色透明	
$30~\mathrm{U} \sim \mathrm{F} \nu$	低密度ポリエチレン	資源ごみ用 300	₩
		その他市長が指定する文字等	
		無色透明	
$20~\mathrm{U} \sim \mathrm{F} \nu$	低密度ポリエチレン	資源ごみ用 200	干
		その他市長が指定する文字等	
		無色透明	
10 リットル	低密度ポリエチレン	資源ごみ用 100	₩
		その他市長が指定する文字等	

b ボランドィア袋

	11/2/17/25		
容量	材質	色,文字等	製造者
		ナチュラル半透明	
30 リットル	高密度ポリエチレン	資源ごみ用	七
		その他市長が指定する文字等	

(エ) 収集しない一般廃棄物 (条例第17条関係)

(1) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	
区分	品目の例示
有害な物質を含む一般卒棄物	二次電池 (鉛蓄電池, ニカド電池等), ボタン型乾電池, P C
	B使用部品及び農薬の入った容器等
著しい悪臭を発生させる一般廃棄物	汚物の付着した紙おむつ,汚泥及び腐敗した動植物性残渣等
1、20万八年7十年8八點來發記	使用済み注射針・注射器, ガスボンベ, 消火器, 石油類の入っ
一般発来物に休事する者に包束な及ば十光とよぶまと、信辱者権	た容器,塗料や溶剤の入った容器,劇物・毒物などの薬品類,
ほりおん10パめる――仮発来物	多量のマッチ,ガラス,刃物,剃刀及び串等
体積又は重量が著しく大きい一般廃	自動車、オートバイ、原動機付自転車、ピアノ、タイヤ、耐火
棄物	金庫 (50 cm角以上), 大型モーター及びドラム缶等
	家電リサイクル法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃
家電リサイクル法に定めるもの	棄物 (テレビ, エアコンディショナー, 冷蔵庫及び冷凍庫, 洗
	濯機及び衣類乾燥機)
※ 地名 本地 田田 海 本 と ま み と ま ら	重量が 1 キログラムを超えるパーソナルコンピュータ (その
貝弥有 効利力に連合にためるもの	表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。)
4 11/4 1 11/4 14/4 4/4	

(ただし、排出の方法によっては収集が可能となる一般廃棄物もある ため、その排出方法については、事前に環境局の指示に従うこと。)

エ 中間処理計画

(7) 中間処理施設の概要

a 再資源化施設

設 名 称	対 象 品 目	处理能力	所 在 地
都 市 北 部 資 源サイクルセンター	缶, びん及びペッ トボトル	40 t ∕ ∄	京都市右京区梅ヶ畑高鼻町 27番地
都 市 南 部 資 源 サイクルセンター	干里	60 t ∕ ∄	京都市伏見区横大路千両松町 447 番地
西部圧縮梱包施設	プラスチック製容器 包装	60 t ∕ ∄	京都市西京区大枝沓掛町 26 番地
京 都 市 横 大 路 学園	귀 ॥	20 t ∕ ⊞	京都市伏見区横大路千両松町277番地
カンポ	廃プラスチック類	445.4 t ∕ ⊞	京都市伏見区羽束師古川町 403 番地1, 403番地 2及び635番地5
京都市廃食用油燃料化施設	廃食用油	5,000 4/目	京都市伏見区横大路千両松町447番地
都 市 魚 ア ラサイクルセンター	魚アラ	33 t ∕ ⊞	京都市伏見区横大路千両松町 205番地
島 養 殖 漁 業 生 産 組 合 イッシュミール工場	魚アラ	300 t ∕ ∄	大阪府岸和田市臨海町 16 番 1
J A 京都中央コンポステーション	樹木剪定枝	18.5 t / 日 (破砕及び堆肥化)	京都市左京区静市静原町 1092 番地の 2
ードクリーン	コ 世	40 t /目 (破砕) 10.8 t /目 (堆肥)	京都市西京区樫原秤谷 39 番地の 1 他合地
材開発	* > *	200 t ∕ ∄	京都市伏見区横大路 千両松町 45 番地1の2
伏見クリエイト	干 凷	93 t ∕ ∄	京都市伏見区久我西出町 4番地の38
りさいくる inn 京都	干 삘	85 t ∕ ⊞	京都市南区東九条南松田町 34番地
京都有機質資源	食品廃棄物	126 t ∕ ⊞	長岡京市神足落述1番 他3筆
カンポリサイクルプラザ	日 上	25 t ∕ ⊞	南丹市園部町高屋西谷 51 番地2
水口テクノスリサイクルセ ンター	田	22.2 t ∕ ⊞	滋賀県甲賀市水口町松尾字松ノ本362番地の2及び362番地の28
オンリー	平 迪	26.4 t ∕ ⊞	三重県伊賀市島ヶ原 8801 番地の8
イガ再資源化 事業研究所	干 凷	50 t ∕ ⊞	三重県伊賀市四十九町 2068 番地の1
蔵尾ファーム 本社工場	<u> </u>	20.4 t /目 (解破乾燥) 14.3 t /目	大阪府校方市春日西町二丁目 22 番 15 号
		(乾燥)	

b 破砕施設

班 廷 班	京都市左京区静市市原町 1339番地	京都市伏見区石田西ノ坪 0 季地の 10	OI Co引用 7	京都市伏見区横大路八反田	29 番地
処 理 能 力	80 t /6 時間	120 t /6 時間	96 t /6 時間	目却 3/ +016	240 L / 0 HT/RJ
形式	せん断式	衝撃・せん断併用 回転式	せん断式	衝撃・せん断併用	回転式
施 設 名 称	東北部クリーンセンター 破砕施設	東部クリーンセンター四部が拡配	似种地政	南部クリーンセンター	破砕施設

	所 在 地	京都市右京区梅ヶ畑高鼻町 27番地	京都市左京区静市市原町	1339 番地	京都市伏見区石田西ノ坪	2番地の18	京都市伏見区横大路八反田	29 番地
	处理能力	400 t ∕ ∄		7007 H	u / + 003	1 / 1 000	□ / → 000	900 t / H
	形式			今 进价率再十	田神門系統と			
c 焼却施設	施 設 名 称	北部クリーンセンター	1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	果七部 グッー アカンダー	リカン・キント 11 4 四年	とう ハーマース アライ	南部クリーンセンター	第一工場

その他の施設

施 設 名 称	余 熱 利 用
北部クリーンセンター	所内給湯,暖房,発電設備(8,500kW×1)及び 温水プール
東北部クリーンセンター	所内給湯,暖房及び発電設備(15,000kW×1)
東部クリーンセンター	所内給湯, 冷暖房, 発電設備 (4,000kW×2), 温水プール, 老人保養センター, 図書館及び下水処理場
南部クリーンセンター第一工場	所内給湯,暖房,発電設備(8,800kW×1)及び体育館

(4) 中間処理施設での受入

- a 平成21年4月1日から平成21年9月30日の期間
- (a) 施設ごとの対象区域及び受入時間 (直接搬入の場合)

	備考			工権口、口権ログ	今米ロ446系/。 	
	受入時間	午前 9 時から	正午まで及び	午後 1 時から	午後4時30分	まで
	対象区域	全区	山科区及び伏見区醍	醐支所管内から排出	されるごみ	全区
	施設名称	東北部クリーンセンター		東部クリーンセンター		南部クリーンセンター
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ごみ種別			可燃物		

(直接搬入する場合は、事前に、施設ごとに定められた搬入申告書に必要事項を記入し、提 出すること。可燃物,可燃物のうち大型のもの及び不燃物に区分して,それぞれ処理施設

に搬入すること。東北部クリーンセンターは,事前に電話による申込みを行うこと。)

(b) 受入基準(改正前の条例第23条及び規則11条関係)

华	月十十年後一十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
	文人番牛(微人してはいりょう用来物)
今松雪	本市の区域外において生じた廃棄物
土地政	家電リサイクル法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物
	資源有効利用促進法に規定する重量が 1 キログラムを超えるパーソナルコンピュ
全施設	一タ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。)
	改正前の条例第 23 条に規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物

飒	設	受入基準(搬入してはいけない廃棄物)
		可燃物でない廃棄物
		有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又
十二年	焼却施設	は引火のおそれがあること,体積又は重量が著しく大きいこと
来45門3, 事故及7%		等により本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼ
来		すおそれがある廃棄物
三年、少二年、		有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又
\ \ \	エセエ九七左号ル	は引火のおそれがあること,体積又は重量が著しく大きいこと
	似炸地取	等により本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼ
		すおそれがある廃棄物

b 平成21年10月1日から平成22年3月31日の期間

(a) 施設ごとの対象区域及び受入時間 (直接搬入の場合)

備考		十川 岁 時か ら正午まで 土曜日, 日曜日 及び午後 1 及び年末年始休時から午後4 業日等を除く。 時30分まで	
受入時間	、空報 0 県内	十門 9 時か ら正午まで 及び午後 1 時から午後4 時30 分まさ	6 6 6 7 6 7 7
対象区域	全区	山科区及び伏 見区醍醐支所 管内から排出 されるごみ	至区
施設名称	東北部クリーンセンター	東部クリーンセンター	南部クリーンセンター
ごみ種別		可然物, 不然物	

(直接搬入する場合は、事前に施設ごとに定められた搬入申告書に必要事項を記入し、提出 すること。可燃物, 可燃物のうち大型のもの及び不燃物に区分して, それぞれ処理施設に 搬入すること。東北部クリーンセンターは、事前に電話による申込みを行うこと。)

(b) 受入基準(改正後の条例第22条及び規則第10条関係)

幸	母入其権(掘入してけいけたい 廃棄物)
	人へ出十八歩くしている。これに
全施設	本市の区域外において生じた廃棄物
	家電リサイクル法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物
	資源有効利用促進法に規定する重量が 1 キログラムを超えるパーソナルコン
	ピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。)
	産業廃棄物
	有害な物質を含む廃棄物
	著しい悪臭を発生させる廃棄物
	爆発又は引火のおそれがある廃棄物
	可燃物で体積又は重量が著しく大きい廃棄物

	不燃物で容易に飛散し、又は流出するおそれがある廃棄物
	その他本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある
	廃棄物
特定の廃棄	
物の再生を	计批为小文表典语 乙氧化物基苯
目的とする	当家付たご角来物以が27万円来物
施設	

ェ 最終処分計画

(7) 最終処分施設の概要

施 設 名 称	全体面積	埋立面積	全体容量	所 在 地
東部山間埋立処分地 (エコランド音羽の社)	$1,560,000~{ m m}^2$	$240,000~\mathrm{m}^2$	$240,000 \ { m m}^{2} \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \$	京都市山科区小野 御所ノ内町~伏見 区醍醐陀鑼谷 他
大阪湾広域処理場 (京都市割当分)			$129,000{ m m}^3$	大阪湾神戸沖

(4) 最終処分施設での受入

- a 平成21年4月1日から平成21年9月30日の期間
- (a) 施設の対象区域及び受入時間 (直接搬入の場合)

休業日等を除く。	日を除いて昼休みも受入)		がいた	
土曜日, 日曜日の	午前9時から午後4時まで(祝	<u>1</u> 2	ht-<>-14	松州节用周川城事
備考	受入時間	対象区域	乔	施設名称

(直接搬入する場合は, 事前に, 施設で定められた搬入申告書に必要事項を記入し, 提出すること。)

(b) 受入基準(改正前の条例第23条関係及び規則第11条関係)

施設名称	受入基準 (搬入してはいけない廃棄物)
	本市の区域外において生じた廃棄物
	家電リサイクル法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物
	資源有効利用促進法に規定する重量が 1 キログラムを超えるパーソナルコン
里,小小一	ピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。)
宋明日 まか色(小字	改正前の条例第 23 条に規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物
サインが	不燃物でない廃棄物
	有害な物質を含むこと,著しい悪臭を発生させること,爆発又は引火のおそ
	れがあること、容易に飛散し、又は流出すること等により本市の実施する一
	般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物

b 平成21年10月1日から平成22年3月31日の期間 排出者等からの直接搬入は受け入れない。

(2) 大, 猫等の死体

ア 収集・運搬,中間処理及び最終処分計画量

最終処分	埋立処分	主体処理量	± 20 t /		#	年 年	_	
		残渣量	20 t /	Ħ	#	許可業者(許可業者(粉として)	井 計可業者(巻として) 0.07
1 間 処 理	焼 劫	搬入量	10年7年	± /₩nnc,uт			56 t /年	56 t / 年
#	¥	主体	平 长 七 七	三十大定省		(6*) 在张旦茶	許可業者(*3)	許可業者(*3) 56 t/年 **可幾率(*3)
后 年 ,连营	※米・ 運動	収集運搬量	五/ 4/05/01	+ /₩nne,nt		刊/ 102	56 t /年	56 t /年
-	4 '	主体	+1	Ē			計可	計 業 市 者
1	R V		大, 猫等	の死体			実験用動	実験用動 物の死体

(*3) 岐阜県海津市による許可業者

(*4) 兵庫県猪名川町による許可業者

イ収集・運搬の概要

無	≁
冰	業
Ħ	ョ〕
各	址
ガ	
1200	
してこい	
申込み	
猫等の死体	動物の死体
	の死体 申込みによりそのつど 各 戸 収

ウ 施設の概要

施 設 名 称	形式	処理能力	所 在 地
中央斎場動物炉	バッチ式	4.2 t ∕ Ħ	京都市山科区上花山旭山町 19 番地の 3
岐阜県海津市 (株) 美濃ラボ動物汚物焼却炉	固定式	3 t/H	岐阜県海津市今尾 1195 番地の 1
兵庫県猪名川町 (株) 猪名川動物霊園	バッチ式	バッチ式 1.9 t /目	兵庫県川辺郡猪名川町清水宇前谷 51番地2

(3) し尿及び浄化槽汚泥

ア 収集・運搬及び処理計画量

i	Ţ		Tren.	н7	H
KX	至	無 ・ 通	搬	N N	型
	主体	曺	対象世帯数	方法	曹
し原	₩	18,000k0/年	6,991 世帯	下水道投入	18,000kℓ/年
浄化槽汚泥	許可業者	11,000ka/年	2,951 世帯	下水道投入	11,000kt/年

収集・運搬の概要

7

	無	妆
沃		
为	以	辮
0		
無	IL	巨
以		
	令	非
	П	
焱	2	
□	月	
兼	な	
以		
,	強	١
/	咝	泥
 		汚
機		畢
類		4
 ●	ے	换

(し尿収集については,し尿収集車による作業が実施できない場所での収集は行わない。また,

下水道処理区域となって3年を経過した地区においては、概ね20日ごとに収集を行う。)

ウ 前処理施設の概要

施設名称	形式	处理能力	所 在	星
生活環境美化センター(し	下水道投入	1,250kℓ / ∃	京都市南区西九条森本町	九条森本町
尿前処理施設)	方式		83 番地	

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例

平成15年12月26日 例第 45 号 平成17年3月条例第32号

改正

総則(第1条・第2条) 第1章

事業者等が採るべき措置(第3条~第8条) 第2章 市長による命令その他の措置(第9条~第11条) 第3章

雑則(第12条~第17条) 第4章

罰則(第18条~第22条) 第5章

亖 貔 第1章

で恵み豊かな自然環境の保全を図るとともに、廃棄物の処理及び精制に関する法律(以下「法」という。) 第1条 この条例は、産業廃棄物の不適正な処理の防止及び産業廃棄物の不適正な処理により生じる環 境の保全上の支障の除去又は発生若しくは拡大の防止のために必要な措置を定めることにより、健全 と相まって良好な生活環境を確保することを目的とする。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- 特別管理産業廃棄物 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。 (2)
- 法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分 業者並びに注第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃 産業廃棄物処理業者 棄物処分業者をいう。
- 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。 産業廃棄物処理施設
- 土地所有者等・土地の所有者、管理者及び占有者をいう。

事業者等が採るべき措置

(産業廃棄物の保管用地の届出)

- 第3条 事業者は、自己の事業活動に伴い生じた産業廃棄物を本市の区域内において保管しようとする ときは,あらかじめ,当該産業廃棄物の保管の用に供する土地の区域(以下「保管用地」という。) ご とに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)
- 保管用地の所在地。面積並びに所有者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並び に主たる事務所の所在地)
- 保管する産業廃棄物の種類及び数量 (3)
- 産業廃棄物の保管の方法

- 産業廃棄物の処理に関する計画
- 前各号に掲げるもののほか、別に定める事項 (9)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による届出を要しない。
 - (1) 産業廃棄物を生じた事業場の敷地内に当該産業廃棄物を保管するとき。
- 産業廃棄物処理施設の敷地内に産業廃棄物を保管するとき。
- 保管用地の面積が300平方メートル未満であるとき。 3 8

(変更等の届出)

- 第4条 前条第1項の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、当該届出に係る事項の変 更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。 ただし、別に定め る軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 届出者は、前条第1項の規定による届出に係る保管用地を産業廃棄物の保管の用に供しなくなったと きは、運帯なくその旨を市長に届け出なければならない。

(保管用地における表示)

第5条 届出者は、第3条第1項の規定による届出に係る保管用地内の見やすい場所に、別に定めると ころにより、同項の規定による届出に係る保管用地である旨その他必要な事項を表示しなければなら 121°

(運搬指示票)

- る者に対し、次に掲げる事項を記載した指示票(以下「運搬指示票」という。)を交付しなければなら 又は当該保管用地から産業廃棄物を搬出しようとするときは,当該産業廃棄物の運搬の業務に従事す 第6条 本市の区域内に保管用地を設置している事業者は、自ら当該保管用地に産業廃棄物を搬入し、 ない。
- (1) 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- 保管用地に産業廃棄物を搬入する場合にあっては、搬入元である事業場又は保管用地の名称及び (2)
- (3) 保管用地から産業廃棄物を搬出する場合にあっては、搬出先である産業廃棄物処理施設又は保管 用地の名称及び所在地
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める事項
- 前項の規定により運搬指示票を交付した事業者は、当該運搬指示票の写しを別に定める期間保存しな ければならない。
- 3 第1項の規定により運搬指示票の交付を受けて産業廃棄物の運搬の業務に従事する者は、当該産業廃 単物の運搬中は、 当該運搬指示票を常に携行しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の維持管理に関する記録の閲覧等)

第7条 産業廃棄物処理施設(法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。第16条第3項に おいて同じ。)の設置者は、別に定めるところにより,当該施設の維持管理に関し別に定める事項を記 録し、これを当該施設(当該施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該施設の設置者の最 寄りの事務所に備え置き、当該施設の周辺の住民その他当該施設の維持管理に関し利害関係を有する 者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

- 12 号,第 13 号の 2 及び第 14 号に該当するものに限る。)を設置している産業廃棄物処理業者は、当該 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第3号,第5号,第8号, 施設の周辺の住民等に対し、当該施設を公開するよう努めなければならない。 (土地所有者等が採るべき措置)
- 第8条 土地所有者等は、その者が所有し、管理し、又は占有する土地を産業廃棄物の不適正な処理を 行うおそれのある者に対して使用させることのないようにするとともに, 当該土地を産業廃棄物の処 理を行う者に対して使用させるときは、当該土地を使用する者が産業廃棄物の不適正な処理を行わな いよう適切な措置を採らなければならない。
- 2 土地所有者等は、その者が所有し、管理し、又は占有する土地において産業廃棄物の不適正な処理が 行われ,その結果,環境の保全上支障が生じ,又は生じるおそれがあることを知ったときは,その支 障の除去又は発生若しくは拡大の防止のために必要な措置を採らなければならない。

第3章 市長による命令その他の措置

(搬入を停止させるための措置)

- 第9条 市長は,産業廃棄物又は産業廃棄物であることの疑いのある物(以下「産業廃棄物等」という。) にあっては、法第12条の2第1項ご規定する特別管理産業廃棄物処理基準。以下「処理基準」という。) の保管又は埋立処分(以下「保管等」という。)が行われている土地への産業廃棄物等の搬入が継続さ れることにより,当該保管等が法第12 条第1項に規定する産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物 ご適合しないおそれがあり、引き続き搬入が継続されれば、環境の保全上容易に回復し難い支障が生 じるおそれがあると認めるときは、当該保管等をする者に対し、当該土地への産業廃棄物等の搬入の 停止を命じることができる。
- 2 前項の搬入の停止を命じることができる期間は、30日を超えてはならない。ただし、市長は、同項の 規定による命令を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該停止を命じた期間を延長す ることができる。
 - (1) 法第18条第1項又はこの条例第13条の規定による報告をせず,又は虚偽の報告をしたとき。
- 法第19条第1項又はこの条例第14条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避
- (3) 第14条第1項の規定による質問に対して陳述せず,又は虚偽の陳述をしたとき。
- 3 市長は、第1項の支障の発生又は拡大の防止のため緊急の必要があると認めるときは、同項の土地〜 の産業廃棄物等の搬入を停止させるために必要な措置を採ることができる。
- 4 前項の規定による措置の内容は、第1項の支障の発生又は拡大を防止するために必要な限度を超えな いものでなければならない。

(土地所有者等に対する勧告)

第10条 処理基準に適合しない産業廃棄物の保管又は処分が行われた場合において,環境の保全上支障 が生じ,又は生じるおそれがあると認めるときは,市長は,当該産業廃棄物の保管又は処分が行われ ている土地の土地所有者等に対し、当該保管又は処分を行う者によって産業廃棄物の保管又は処分が 適正に行われるようにするための適切な措置を採るよう勧告することができる。

(支障の除去等の命令)

又は生じるおそれがあると認めるときは, 市長は,必要な限度において, 法第 19 条の 5 第 1 項に規定 第11条 処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、環境の保全上支障が生じ、

する処分者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生若しくは拡大の防止のために必要な措 置(以下「支障の除去等の措置」という。)を採ることを命じることができる。

紙

- 処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又 は生じるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、市長は、当該処分が とができる。この場合において,当該支障の除去等の措置は,当該産業廃棄物の性状,数量,処分の 行われた土地の土地所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を採ることを命じるこ 方法そ の他の事情を考慮して,相当な範囲内のものでなければならない。
- (1) 法第19条の5第1項に規定する処分者等又は法第19条の6第1項に規定する排出事業者等の資 カその他の事情から見て、これらの者のみによっては、支障の除去等の措置を採ることが困難であ
 - り、又は茶っても十分でないとき。 (2) 次のいずれかれて該当するとき。
- ア
 土地所有者等が、あらかじめ処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われることを知り、 又は容易に知ることができたとき。
- イ 土地所有者等が、正当な理由なく前条の規定による勧告に従わなかったとき。

業 第4章

(監視等)

- 第12条 市長は、産業廃棄物の不適正な処理を早期に発見するため,市民,事業者及び関係行政機関の 長その他の関係者と連携して、随時、産業廃棄物の処理の状況を監視しなければならない。
- 2 本市の区域内において産業廃棄物の不適正な処理を発見した者は、その旨を市長に通報しなければな らない。

(報告の徴収)

この条例の施行に必要な限度において、産業廃棄物等の保管等を行う者、第6条第1 項の規定により運搬指示票の交付を受けて産業廃棄物の運搬の業務に従事する者,産業廃棄物処理施 設の設置者及び土地所有者等に対し,必要な報告を求めることができる。 第13条 市長は,

(立入検査)

- 第14条 市長は、この条例の拖行に必要な限度において、市長が指定する職員に、次に掲げる場所に立 ち入り,車両,帳簿書類その他の物件を検査させ,関係者に質問させ,又は試験の用に供するのに必 要な限度において産業廃棄物等を無償で収去させることができる。
- (1) 事業者又は産業廃棄物の保管若しくは処分を行う者の事務所又は事業場
- (2) 産業廃棄物処理施設のある土地及び建物
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったと きは、これを提示しなければならない。
- 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(専門的な知見を有する者の意見の聴取)

第15条 市長は、法第19条の3、第19条の5第1項若しくは第19条の6第1項の規定による命令又は 第9条第1項の規定による命令,同条第3項の規定による措置若しくは第11条第1項若しくは第2項 の規定による命令を行おうとする場合において,必要があると認めるときは,処理基準又は法第12条 第2項に規定する産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあっては, 法第12条の2第2項に規定

する特別管理産業廃棄物保管基準)に適合しているかどうかの認定その他市長が必要と認める事項に ついて,化学,土木等に関する専門的な知見を有する者の意見を聴くものとする。

(学

- 第16条 市長は、毎年、法及びこの条例の規定による命令その他の措置の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
- 2 市長は、産業廃棄物の不適正な処理に関して、法者しくはこの条例に基づく命令者しくは法に基づく 許可の取消し(以下「命令等」という。)を行ったとき、又は法若しくはこの条例に規定する罪につい て告発をしたときは、当該命令等又は告発の内容その他必要な事項を公表することができる。
- 3 市長は、産業廃棄物処理施設の設置者が、第7条第1項の規定に違反して、同項に規定する事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかったときは、その旨を公表することができる。

五百五

第17条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、 市長が定める。

第5章 罰 則

- 第18条 第11条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。
- **第19条** 第9条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は500,000円以下の罰金に处する。
- 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。
- 1) 第13条の規定による報告をせず,又は虚偽の報告をした者
- (2) 第14条第1項の規定による検査者しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して凍述せず、若しくは虚偽の凍述をした者
- 第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑をおすよ。
- 第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。
 -) 第3条第1項の規定に違反して届出をせず,又は虚偽の届出をした者
-) 第4条第1項又は第2項の規定に違反して届出をせず,又は虚偽の届出をした者
- (3) 第5条の規定に違反して表示をせず,又は虚偽の表示をした者
- 4) 第6条第1項の規定に違反して、運搬指示票を交付せず、又は同項各号に掲げる記載事項を記載 せず、若しくは虚偽の記載をして運搬指示票を交付した者
- (5) 第6条第2項の規定に違反して、運搬指示票の写しを保存しなかった者
- (6) 第6条第3項の規定に違反して、運搬指示票を携行しなかった者

附 則 (施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に自己の事業活動に伴い生じた産業廃棄物の保管を行っている者は、平成16年9月30日までに、保管用地ごとに、第3条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定による届出をした者は、第3条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 4 京北町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前に京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する 条例(以下「府条例」という。)第8条第1項の規定による届出(保管用地が編入日前の同町の区域内(以 下「旧町区域内」という。)にあるものに限る。)をした者は、第3条第1項の規定による届出をした ものとみなす。
- 5 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる者については、平成17年6月30日までは、適用しない。
- (1) 第5条 前項の規定により第3条第1項の規定による届出をしたものとみなされる者
- (2) 第7条第1項 編入目前に旧町区域内において同項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している者(3) 第7条第2項 編入目前に旧町区域内において同項に規定する産業廃棄物処理施設を設置してい
- (3) 第7条第2項 編入日前に旧町区域内において同項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している産業廃棄物処理業者
- 6 編入日前に府条例第10条第1項に規定する運搬指示票(保管用地が旧町区域内にあるものに限る。) を交付した事業者及び当該運搬指示票の交付を受けて産業廃棄物の運搬の業務に従事する者は、編 入日以後は、当該運搬指示票を第6条第1項に規定する運搬指示票とみなして、同条の規定を適用する。
 - する。 7 第9条第3項, 第10条及び第11条の規定は,旧町区域内については,平成17年6月30日までは,

歯用しない。

- 8 編入日前にした府条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、編入日以後も、府条例の例による。
- 9 附則第4項から前項までに定めるもののほか,旧町区域内におけるこの条例の適用に関し必要な経過措置は、市長が定める。

附 則(平成17年3月25日条例第32号) 抄

6行期日)

1 この条例は、京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例施行規則

平成16年3月23日 規則第 105 号

<u>K</u> 第1条 この規則において使用する用語は、京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例(以下 例」という。)において使用する用語の例による。

(保管用地の届出事項

第2条 条例第3条第1項第6号に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- 事業者が建設業法第3条第1項本文の規定による許可を受けた者である場合にあっては、当該許可をし た行政庁の名称及び許可番号 (2)
- 事業者が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定による登録を受けた者であ る場合にあっては、当該登録をした行政庁の名称及び登録番号 (E)
- 保管用地の使用開始予定年月日 4

(保管用地届)

第3条 条例第3条第1項の規定による届出は、保管用地届(第1号様式)により行うものとする。

- 2 保管用地届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 保管用地の所在地に係る登記事項即引書(登記部級に記録されている事項の全部を証明したものに限る。
- 保管用地が届出者の所有する土地でない場合にあっては、当該土地に係る賃貸借契約書の写しその他の (2)
 - 使用の権原を証する書類 保管用地の位置図
- 保管用地内の施設配置予定図 (4)
- その他市長が必要と認める書類 (2)

(届出を要しない 軽微な変更

第4条 条例第4条第1項ただし書に規定する別に定める軽微な変更は、第2条第1号から第3号までに掲げ る事項の変更とする。

(保管用地変更届)

第5条 条例第4条第1項本文の規定による届出は、保管用地変更届(第2号様式)により行うものとする。

(保管用地廃止届)

第6条 条例第4条第2項の規定による届出は、保管用地廃止届(第3号様式)により行うものとする。

(保管用地における表示)

第7条 条例第5条の規定による表示は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる 事項を表示した掲示板を掲示することにより行うものとする。

- 条例第3条第1項の規定による届出に係る保管用地である旨
- 届出者の氏名又は名称及び連絡先

(5)

- 保管する産業廃棄物の種類及び数量 (3)
- 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げることができる産業廃棄

(運搬指示票の記載事項)

条例第6条第1項第4号に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- 事業者の氏名及び往所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地) \Im
 - 軍骸指示票を交付した者の氏名 運搬指示票を交付した年月日
 - 産業廃棄物の荷姿 ® **4** €
- 保管用地に産業廃棄物を搬入する場合で,当該産業廃棄物が建設工事に係る資材の再資源化等に関する 芸律第9条第1項ご規定する対象建設工事に伴って生じたものであるときは、その旨
- 9
- 運搬の業務に従事する者の氏名

(運搬指下票)

第9条 条例第6条第1項2規定する運搬指示票は、第4号様式2よるものとする。

(運搬指示票の写しの保存期間)

第10条 条例第6条第2項に規定する別に定める期間は、運搬指示票を交付した日から3年間とする。

(記録の閲覧)

第11条 条例第7条第1項の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

(1) 当該記録は、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める日までに備え置くこと。

同号の日の属する月の翌月の末日 次条第1号に掲げる事項 同号の月の翌月の末日 次条第2号に掲げる事項

同号の日の属する月の翌月の末日 次条第3号に掲げる事項 Ð 同号の結果が得られた日の属する月の翌月の末日 次条第4号に掲げる事項

当該記録は,備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き,閲覧に供すること。

(記録する事項)

第12条 条例第7条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

処分した産業廃棄物の月ごとの種類及び数量 Ξ 産業廃棄物処理施設を運転させた日ごとの運転時間 3 産業廃棄物を搬入し、及び搬出した日ごとの車両の延べ台数

廃棄物の処理及び背掃に関する法律第15条の2の2の2の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の状況 \odot \oplus

(身分証明書)

にしいたの調査の結果

第13条 条例第14条第2項に規定する身分を示す証明書は,第5号様式によるものとする。

第14条 この規則に定めるもののほか、条例の拡行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。 医生物

この規則は,平成16年4月1日から施行する。

この規則は,平成17年3月7日から施行する。 附 則(平成17年3月4日規則第71号)

3

京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例

昭和56年10月16日条例第19号(制定) 平成9年6月18日条例第12号

亖 貔 第1章

に関し必要な事項を定め、もって、美しく、かつ、快適な生活環境の保全、国際文化観光都市としての良好な 第1条 この条例は、都市の美化を推進し、及び飲料容器に係る資源の有効な利用を促進するため、飲料容器 及び吸い殻等の散乱の防止並びに飲料容器の再生利用の促進(以下「飲料容器等の散乱の防止等」という。) 都市環境の形成及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 飲料容器 飲料を収納し、又は収納していた容器をいう。

たばこの吸い殻、紙くず、廃プラスチック類、大のふんその他これらに類する飲料容器以外 の物で、容易に投棄され、かつ、その散乱した状態が都市の美化を妨げるおそれのあるものをいう。 吸い殻等

指定容器 本市の区域内において使用される飲料容器のうち市長が特に散乱を防止し、又は再生利用の 促進を図る必要があると認めて指定する容器をいう。 3

回収容器 指定容器を回収するための容器をいう。

4

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第1項に規定する容器包装をいう。 容器切装 (2)

特定事業者 次に掲げる者をいう。 9

1

指定容器又はたばこを製造し、又は販売する事業を行う者

飲料を指定容器/3収納する事業を行う者

指定容器に収納した飲料を販売する事業を行う者

4

指定容器又はたばこに係る自動販売機を製造し、販売し、又は貸与する事業を行う者 Н

オ その販売する商品を容器包装に入れ、又は容器包装で包んで販売する事業を行う者

旅行業法 カ 報酬を得て、旅館業法第2条第2項こ規定するホテル営業、同条第3項こ規定する旅館営業、 第2条第1項に規定する旅行業,旅客を運送する事業その他の観光に関する事業を行う者

(本市の責務)

第3条 本市は、飲料容器等の散乱の防止等を図るために必要な施策を実施しなければならない。

2 本市は、自主的に飲料容器等の散乱の防止等を図る者に対する支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自主的に飲料容器及び吸い被等(犬のふんを除く。 次項,第23 条第1項及び第29条におい て同じ。)の散乱の防止並びに飲料容器の再生利用の促進に努めるとともに、本市が実施する飲料容器等の散 乱の防止等に関する施策に協力しなければならない。 2 特定事業者は、本市その他の関係者と共同して、指定容器及び吸い殻等の散乱の防止並びに指定容器の再生 利用の促進を図るために必要な措置を講じなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民及び観光旅行者その他の滞在者は、自主的に飲料容器等の散乱の防止等に努めるとともに、本市 が実施する飲料容器等の散乱の防止等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 美化の推進等に関する基本的施策

美化推進等総合計画 第1節

第6条 市長は、都市の美化を推進し、及び飲料容器に係る資源の有効な利用を促進するための総合的な計画(以 下「美化推進等総合計画」という。)を定めなければならない。

2 美化推進等総合計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止による都市の美化の推進に関する事項 (3)

飲料容器の再生利用の促進に関する事項 (7)

飲料容器等の散乱の防止等による都市の美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効な利用の促進を図る ために必要な措置を講じることを目的として,本市,事業者及び市民により構成する団体の組織及び運営 に関する事項 3

市長は、美化推進等総合計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第17条に規定する審議会 の意見を聴かなければならない က

市長は、美化推進等総合計画を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない

第2節 飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止

(投棄の禁止)

第7条 何人も、みだりに飲料容器及び吸い殻等を捨ててはならない。

(公共の場所等における散乱の防止)

布し、又は配布させた者は、その配布場所又はその周辺の場所に当該ビラ、パンフレットその他これらに類す 第8条 道路,広場,公園その他の公共の場所においてビラ,パンフレットその他これらに類する印刷物を配 る印刷物が散乱したときは、速やかにこれらの場所を清掃するよう努めなければならない。 2 土地の占有者又は管理者は,その占有し,又は管理する土地にみだりに飲料容器及び吸い殻等が捨てられる ことのないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(美化推進強化区域の指定)

第9条 市長は、特に飲料容器及び吸い被等の散乱を防止する必要があると認める土地の区域を美化推進強化 区域として指定することができる。

又は変更しようとするときは、あらかじめ、第17条に規定する審議会 2 市長は,美化推進強化区域を指定し, の意見を聴かなければならない

市長は、美化推進強化区域を指定し、又は変更したときは、これを告示しなければならない

指定容器に係る自動販売機の届出等 第3節

(自動販売機の届出)

下同じ。)により指定容器に収納した飲料を販売しようとするときは,あらかじめ次の各号に掲げる事項を市 第10条 指定容器(以)が対を販売する事業を行う者は、自動販売機(別)に定める自動販売機を除く。以 長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び注所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 自動販売機の設置の場所
- (3) 回収容器の設置の場所及び管理の方法
- (4) 回収された指定容器の処理の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 一の飲料容器が指定容器となった際現にその容器、UX納した飲料を自動販売機により販売する事業を行っている者は、当該容器が指定容器となった日から30日以内に、当該自動販売機について、前項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

- 第11条 前条の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、その届出に係る同条第1項第2号から第4号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。 ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 届出者は、当該届出に係る前条第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機の使用を廃止したときは、その目から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(海海)

- 第12条 相続人、合併により設立される法人その他の届出者の一般承継人は、届出者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(届出済記)

- 第13条 市長は、第10条、第11条第2項(廃止の届出に関する部分を除く。)又は前条第2項の規定による届出があったときは、その届出をした者に対し、別に定める届出済証を交付するものとする。
- 2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすいところにその届出済証をちょう付しておかなければならない。
- 3 第1項の届出済証の交付を受けた者は、その届出済証が亡失し、又はき損したときは、その事実を知った日から14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、その届出をした者に対し、届出済証を再交付するものとする。この場合においては、第2項の規定を準用する。

(回収容器の設置及び管理)

- 第14条 指定容器に収納した飲料を自動販売機により販売する事業を行う者は、指定容器を回収するために適当な場所に、別に定めるところにより、回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。
- 2 前項の規定は、一の飲料容器が指定容器となった際現に使用している当該容器に係る自動販売機については、 当該容器が指定容器となった日から30日間は、適用しない。

(勧告及び命令)

- 第15条 市長は、前条第1項の規定に違反している者に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理すべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命じることができる。

第4節 協定の締結及び支援

- 第16条 事業者及び市民は、一定の区域を定め、当該区域内における都市の美化の推進及び徴料容器に係る資源の有効な利用を促進することを主たる目的として、当該区域内における飲料容器等の散乱の防止等に関する活動についての協定を締結し、当該協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。
- 2 市長は、事業者又は市民が前項に規定する協定を締結した場合において、その区域、期間等が別に定める基準に適合していると認めるときは、同項の認定をしなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、当該認定に係る協定を締結した者に対し、清掃用具の給付 又は貸与、助言を行う者の派遣等必要と認める支援を行うよう努めなければならない。

第3章 美化推進等対策審議会

(無難公)

第17条 指定容器の指定, 美化推進等総合計画の策定, 美化推進強化区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について, 市長の諮問に応じ, 調査し, 及び審議するとともに, 当該事項について市長に対し, 意見を述べるため, 京都市美化推進等対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

- 第18条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学職経験のある者、特定事業者その他市長が適当と認める者のうちから,市長が委嘱し,又は任命する。

(委員の任期)

- 第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は, 再任されることができる。

(専門委員)

第20条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

第4章 雑 則

(報告の徴収)

第21条 市長は、この条例の施行こ必要な限度において、特定事業者又は飲料容器若しくは吸い殻等が散乱している土地若しくは指定容器に係る自動販売機が設置されている土地の所有者、管理者若しくは占有者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

- 第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員に、飲料容器者しくは吸い 殻等が散乱している土地又は指定容器に係る自動販売機が設置されている土地に立ち入り,必要な調査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定事業者に対する勧告及び公表)

- 第23条 市長は、特定事業者が第4条第2項の規定に違反して指定容器若しくは吸い被等の散乱の防止又は指 定容器の再生利用の促進を図るために必要な措置を講じていないことにより,指定容器若しくは吸い被等が散 乱し、又は指定容器の再生利用の促進が図られていないと認めるときは、その者に対し、必要な措置を講じる よう勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その旨及び勧 告の内容を公表することができる。

第24条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市規則 が定める。

(経過措置)

第25条 この条例の規定に基づき市規則を制定し、又は故廃する場合においては、市規則で、その制定又は改 **廢に伴、合理的に必要とされる範囲内において,必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めるこ** とができる。

亖 騙 第5章

- 第26条 第15条第2項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。
- 第27条 次の各号の一に該当する者は,100,000円以下の罰金に処する。
- (1) 第10条,第11条第1項又は第13条第3項の規定による届出をせず,又は虚偽の届出をした者
- 第13条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による届出落品のちょう付を ひおいた者 (2)
- 第28条 次の各号の一に該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。
- (1) 第12条第2項の規定による届出をせず,又は虚偽の届出をした者
- 第21条の規定による報告をせず,又は虚偽の報告をした者
- 第22条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者 3 8
- 第29条 美化推曲強化区域内において,第7条の規定に違反して,みだりに飲料容器又は吸い殻等を捨てた者 は,30,000円以下の罰金に処する。
- 第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人,使用人その他の従業者が,その法人又は人の業務に関し て,第26条から第28条までの違反行為をしたときは,行為者を割するほか,その法人又は人に対して,各本 条の刑を科する。

所列

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (平成9年7月25日規則第38号で平成9年8月1日から施行)

(準備行為)

- る。この場合において,この条例による改正前の京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条 正後の条例」という。)の規定による審議会の意見の聴取は,この条例の施行前においても,行うことができ 例(以下「改正前の条例」という。)第19条に規定する京都市飲料容器対策審議会は、審議会とみなす。(届出 2 この条例による改正後の京都市美化の推進及び徴料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例(以下「改 (こ関する経過措置)
- 項及び第16条第3項の規定により届け出なければならないこととされていた事項の届出については、なお従 この条例の拡行の日前に発生した事由につき,改正前の条例第13条第2項,第14条第2項、第15条第2 前の例による。
- この条例の施行の日前に次の表の左欄に掲げる改正前の条例の規定により行われた一の飲料容器に係る届出 は,同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定により行われた当該容器に係る届出とみなす

11項	2項	11項	2項	2項	3項
10 条第 1	10 条第	11条第1	1条第	12 条第	13 条第
第 16	第 10	第1	第11	第15	第13
引項	52項	引項	52項	第2項	53項
13条第1	13 条第2	第14条第1	14条第2	15 条第	16 条第
第13	第1:	第1,	第1,	第11	第1

(届出済証のちょう付に関する経過措置)

5.改正前の条例第 16 条第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により行われている一の飲料 容器に係る届出済証のちょう付は,改正後の条例第13条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。 の規定による当該容器に係る届出済証のちょう付とみなす。

(罰則に関する経過措置)

6 この条例の拡行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 売する事業を行っている者は、平成17年6月30日までに、第10条第1項各号に掲げる事項を市長に 京北町の区域の編入の日前に同町の区域内において自動販売機により指定容器に収納した飲料を販 届け出なければならない
 - 前項の規定による届出をした者は,第10条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

附 則(平成17年3月25日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。

京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例施行規則

昭和56年10月16日規則第69号(制定)昭和57年2月16日規則第102号平成9年7月25日規則第39号

改正 平成10年3月規則第156号、11年11月第68号

H H

第1条 この規則において使用する用語は、京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

からかい。

第2条条例第2条第3号の規定により市長が指定する容器は、鋼製、アルミニウム製、ガラス製又はポリエチレンテレフタレート製の飲料容器とする。

(自動販売機の届出)

第3条 条例第10条の規定による届出は,自動販売機届(第1号様式)により行うものとする。

(届出を要しない自動販売機)

- 第4条 条例第10条第1項に規定する別に定める自動販売機は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 囲障により囲まれた敷地に設置される自動販売機
- (2) 建築物の内部に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないもの
 - (3) その他市長が飲料容器の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機

(変更等の届出)

第5条 条例第11条の規定による届出は,自動販売機変更・廃止届(第2号様式)により行うものとする。

(届出を要しない軽徴な変更)

- 第6条 条例第11条第1項ただし書に規定する別に定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 自動販売機の設置の場所の変更で、届出に係る場所から5メートル以内におけるもの
- (2) 前号の変更に伴う回収容器の設置の場所の変更
- 自動販売機の設置の場所の変更を伴わない回収容器の設置の場所の変更

(承継の届出)

第7条 条例第12条第2項の規定による届出は、自動販売機届出者地位承継届(第3号様式)により行うものとする。

(届出済記)

第8条 条例第13条第1項ご規定する別に定める届出済証の様式は,第4号様式とする。

(届出済証の亡失又はき損の届出)

第9条 条例第13条第3項の規定による届出は、届出済証亡失・き損届(第5号様式)により行うものとする。

(回及容器)

- 第10条 条例第14条に規定する指定容器、以納した飲料を自動販売機により販売する事業を行う者は、自動販売機の設置の場所から5メートル以内で、かつ、飲料容器を回収するために適当な場所に、次の各号に掲げる要件を備える回収容器を設置しなければならない。
- (1) 材質が金属,プラスチックその他容易に破損しないものであること。
 - (2) 容積が30リットル以上100リットル以下であること。
- (3) 指定容器以外の物を入れてはならない旨の表示があること。

(協定の認定の申請)

- 第11条 条例第16条第1項に規定する協定(以下「協定」という。)を締結した者の代表者は、同項の規定による認定を受けようとするときは、美化推進等協定認定申請書(第6号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 協定の写し
- (2) 協定を締結した者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)及び住所 (次条第1号ウに規定する協定 区域内に事務所又は事業所を有する事業者にあっては、当該事務所又は事業所の所在地)を記載した書面
 - (3) その他市長が必要と認める図書
- 2 市長は、前項の申請があったときは、認定又は不認定を決定し、認定通知書又は不認定通知書を申請者に交付するものとする。

(協定の認定基準)

- 第12条 条例第16条第2項に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 協定に次に掲げる事項が定められていること。
- ア 回形
- イ代表者
- ウ 協定の対象となる区域(以下「協定区域」という。)
- エ 都市の美化の推進及ひ飲料容器に係る資源の有効な利用の促進を図るための活動に関する計画
- オ 有効期間
- カ 変更又は廃止の手続
- (2) 協定区域が少なくとも京都市区の所管区域条例に規定する一の町を含むまとまりのある一団の土地の区域であること。
- (3) 協定区域内に住所を有する者及び事務所又は事業所を有する事業者のうち相当数の者が協定を締結して
- (4) 協定の有効期間が3年以上であること。

(協定の変更等の届出)

第13条 条例第16条第1項の規定による認定ご係る協定の代表者は、当該協定が変更され、若しくは廃止されたときは、又は当該協定を締結した者に異動があったときは、速やがその旨を市長に届け出なければらない。

(審議会の会長)

- 第14条 京都市美化推進等対策審議会(以下「審議会」という。) に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は, 審議会を代表し, 会務を総理する。
- 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第15条 審議会は、会長が招集する。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 2 会長は、会議の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求 めることができる。

部級

第16条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことが てきる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は,会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

(専門委員)

第17条 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 専門委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(審議会の庶務)

第18条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(審議会に関する補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(身分証明書)

第20条 条例第22条第2項に規定する身分を示す証明書は,第7号様式によるものとする。

附 則(平成11年11月26日規則第68号)

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

京都市移動便所貸付規則

昭和44年4月1日 規則第17号

制

第1条本市所有の移動便所(以下「移動便所」という。)の貸付けについては、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(貸付けの対象)

第2条 移動便所は、本市の清掃事業に支障がない場合であって、本市内において多数人の使用に供するために必要とするときに限り、市長が適当と認める使用責任者に、これを貸し付けるものとする。

(貸付けの申請)

第3条 移動便所の貸付けを受けようとする者は、移動便所貸付申請書(別記様式)により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該移動便所の使用を開始しようとする日前2箇月以内に行なわなければならない。

(貸付けの通知)

第4条 市長は、移動便所の貸付けを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(貸付期間)

第5条 移動便所の貸付期間は、1月以内とする。ただし、市長が粋に必要と認める場合は、この限りでない。 2 移動便所の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、移動便所の貸付期間満丁前においても、災害その他やむを得ない事情により、市長が当該移動便所の返還を請求したときは、直ちに返還しなければならない。

(引渡し及び返還)

第6条 移動便所の引渡し及び返還は、市長の指定する場所で行なうものとする。

(学行学)

第7条 移動便所の貸付料の額は、別表のとおりとする。

(損害賠償)

第8条 借受者は、当該移動便所を減失し、もしくは損傷し、または当該移動便所の使用に関して、本市は損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が、借受者の責に帰すことができない理由があると認めるときは、この限りでない。

(縄 副)

第9条 この規則に定めるもののほか、移動便所の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

|H |H

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年3月1日規則第135号)

(拖行期日)

1 この規則は,公布の日から施行する。ただし,第7条の改正規定は,昭和52年4月1日から施行する。 (暫定措置) 2 昭和52年4月1日から昭和53年3月31日までの間に移動便所を借り受け、当該期間内に返還するものに係る貸付料の額については、この規則による改正後の京都市移動便所貸付規則第7条の規定にかかわらず、1台につき、5,000円に貸付期間の区分に応じ、同条各号に掲げる額を加算した額とする。

附 則(昭和55年3月13日規則第98号)

1 この規則は,昭和55年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市移動便所貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に使用を開始する移動 便所の貸付料から適用する。

附 則(昭和61年3月28日規則第95号)

12年期日)

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市移動便所貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に使用を開始する移動 便所の貸付料について適用する。

附 則(平成4年3月31日規則第124号)

近代期日)

1 この規則は, 平成4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市移動便所貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に使用を開始する移動 便所の貸付料について適用する。

附 則(平成13年3月30日規則第172号)

(施行期日)

1 この規則は,平成13年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市移動便所貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に使用を開始する移動便所の貸付料について適用する。

別表(第7条関係)

1, 650	32, 400	
1,100 円	31,300 円	√ □
2 日目以降(1 日につき)	初目	
貸付券	多	単位

平成 21 年度 環境政策局事業概要

平成 21 年 11 月

編集·発行 京都市環境政策局環境企画部環境総務課

〒604-8517 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488 番地 TEL 075-222-3450 FAX 075-222-3426

